

令和7年3月 富山市議会定例会議案

	世帯数	人 口	面 積
令和7年1月31日現在（住民基本台帳）	186,623	403,303	1,241.70 km ²

目 次

議案第 1 号	令和7年度富山市一般会計予算……………	1 頁
議案第 2 号	令和7年度富山市公債管理特別会計予算……………	1 3
議案第 3 号	令和7年度富山市駐車場事業特別会計予算……………	1 7
議案第 4 号	令和7年度富山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算……………	2 1
議案第 5 号	令和7年度富山市後期高齢者医療事業特別会計予算……………	2 5
議案第 6 号	令和7年度富山市まちなか診療所事業特別会計予算……………	2 9
議案第 7 号	令和7年度富山市介護保険事業特別会計予算……………	3 3
議案第 8 号	令和7年度富山市国民健康保険事業特別会計予算……………	3 7
議案第 9 号	令和7年度富山市企業団地造成事業特別会計予算……………	4 1
議案第 10 号	令和7年度富山市牛岳温泉健康センター事業特別会計予算……………	4 5
議案第 11 号	令和7年度富山市牛岳温泉スキー場事業特別会計予算……………	4 9
議案第 12 号	令和7年度富山市競輪事業特別会計予算……………	5 3
議案第 13 号	令和7年度富山市公設地方卸売市場事業特別会計予算……………	5 7
議案第 14 号	令和7年度富山市軌道整備事業特別会計予算……………	6 1
議案第 15 号	令和7年度富山市賃貸住宅・店舗事業特別会計予算……………	6 5
議案第 16 号	令和7年度富山市水道事業会計予算……………	6 9
議案第 17 号	令和7年度富山市工業用水道事業会計予算……………	7 3
議案第 18 号	令和7年度富山市公共下水道事業会計予算……………	7 5
議案第 19 号	令和7年度富山市病院事業会計予算……………	7 9
議案第 20 号	令和7年度富山市農業集落排水事業会計予算……………	8 3
議案第 21 号	富山市事務分掌条例の一部を改正する条例制定の件……………	8 5
議案第 22 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件……………	8 6

議案第 2 3 号	富山市個人情報保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例制定の件……………	9 0
議案第 2 4 号	富山市恩給条例の一部を改正する条例制定の件……………	9 1
議案第 2 5 号	富山市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例制定の件……………	9 2
議案第 2 6 号	富山市立富山外国語専門学校条例の一部を改正する条例制定の件……………	9 4
議案第 2 7 号	富山市民生委員定数条例の一部を改正する条例制定の件……	9 5
議案第 2 8 号	富山市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件……………	9 6
議案第 2 9 号	富山市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件…	9 7
議案第 3 0 号	富山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件……………	9 8
議案第 3 1 号	富山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件……………	9 9
議案第 3 2 号	富山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 0 0
議案第 3 3 号	富山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 0 1
議案第 3 4 号	富山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 0 2
議案第 3 5 号	富山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 0 3
議案第 3 6 号	富山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件……	1 0 4
議案第 3 7 号	富山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 0 5
議案第 3 8 号	富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件……	1 0 6
議案第 3 9 号	富山市保育所条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 0 7

議案第 4 0 号	富山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 0 8
議案第 4 1 号	富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件……	1 1 0
議案第 4 2 号	富山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件……………	1 1 3
議案第 4 3 号	富山市こども医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 2 2
議案第 4 4 号	富山市妊産婦医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 2 3
議案第 4 5 号	富山市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 2 4
議案第 4 6 号	富山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 2 5
議案第 4 7 号	富山市スポーツ施設条例の一部を改正する条例制定の件……	1 2 6
議案第 4 8 号	富山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 2 8
議案第 4 9 号	富山市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 3 1
議案第 5 0 号	富山市手数料条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 3 2
議案第 5 1 号	富山市賃貸住宅及び賃貸店舗の設置・管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 7 3
議案第 5 2 号	富山市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 7 4
議案第 5 3 号	富山市職員定数条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 7 7
議案第 5 4 号	富山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 7 8
議案第 5 5 号	財産の無償貸付の件……………	1 7 9
議案第 5 6 号	市道路線の認定及び廃止の件……………	1 8 0

一 般 会 計

議案第 1 号

令和7年度富山市一般会計予算

令和7年度富山市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ195,572,923千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、12,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 7 年 2 月 2 7 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 市税		79,678,102
	1 市民税	34,970,102
	2 固定資産税	32,416,000
	3 軽自動車税	1,433,000
	4 市たばこ税	2,732,000
	5 入湯税	44,000
	6 事業所税	3,813,000
	7 都市計画税	4,270,000
2 地方譲与税		1,457,000
	1 地方揮発油譲与税	322,000
	2 自動車重量譲与税	1,000,000
	3 森林環境譲与税	115,500
	4 特別とん譲与税	2,500
	5 航空機燃料譲与税	17,000
3 利子割交付金		49,000
	1 利子割交付金	49,000
4 配当割交付金		410,000
	1 配当割交付金	410,000
5 株式等譲渡所得割交付金		742,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	742,000
6 法人事業税交付金		1,270,000
	1 法人事業税交付金	1,270,000
7 地方消費税交付金		11,180,000
	1 地方消費税交付金	11,180,000
8 ゴルフ場利用税交付金		54,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	54,000
9 自動車税環境性能割交付金		193,000
	1 自動車税環境性能割交付金	193,000
10 地方特例交付金		446,000
	1 地方特例交付金	420,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	26,000
11 地方交付税		20,800,000
	1 地方交付税	20,800,000

(単位 千円)

款	項	金 額
12 交通安全対策特別交付金		55,000
	1 交通安全対策特別交付金	55,000
13 分担金及び負担金		107,412
	1 分担金	42,818
	2 負担金	64,594
14 使用料及び手数料		2,413,171
	1 使用料	2,072,589
	2 手数料	340,582
15 国庫支出金		31,664,427
	1 国庫負担金	24,629,917
	2 国庫補助金	6,942,605
	3 委託金	91,905
16 県支出金		15,470,488
	1 県負担金	8,459,158
	2 県補助金	5,903,550
	3 委託金	1,107,780
17 財産収入		611,667
	1 財産運用収入	549,696
	2 財産売却収入	61,971
18 寄附金		290,081
	1 寄附金	290,081
19 繰入金		3,474,580
	1 特別会計繰入金	320,528
	2 基金繰入金	3,154,052
20 諸収入		4,435,395
	1 延滞金、加算金及び過料	100,001
	2 市預金利子	910
	3 貸付金元利収入	1,278,899
	4 受託事業収入	68,381
	5 収益事業収入	170,000
	6 雑入	2,817,204
21 市債		20,771,600
	1 市債	20,771,600
歳 入	合 計	195,572,923

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議会費		754,726
	1 議会費	754,726
2 総務費		23,357,686
	1 総務管理費	10,725,661
	2 企画費	8,593,869
	3 徴税費	1,981,099
	4 戸籍住民基本台帳費	848,708
	5 選挙費	486,177
	6 防災費	387,815
	7 統計調査費	246,651
	8 監査委員費	87,706
3 民生費		73,154,225
	1 社会福祉費	32,808,989
	2 児童福祉費	34,276,009
	3 生活保護費	5,477,225
	4 市民生活費	455,871
	5 青少年女性費	94,059
	6 災害救助費	42,072
4 衛生費		11,661,698
	1 保健衛生費	6,434,704
	2 環境衛生費	5,226,994
5 労働費		703,699
	1 労働諸費	703,699
6 農林水産業費		5,201,284
	1 農業費	1,725,294
	2 農地費	2,338,063
	3 林業費	819,851
	4 水産業費	318,076
7 商工費		4,378,461
	1 商工費	4,378,461
8 土木費		22,533,322
	1 土木管理費	682,411
	2 道路橋りょう費	6,580,756
	3 河川水路費	866,610

(単位 千円)

款	項	金 額
	4 港湾費	2, 464
	5 都市計画費	13, 650, 419
	6 住宅費	750, 662
9 消防費		5, 843, 100
	1 消防費	5, 843, 100
10 教育費		23, 489, 675
	1 教育総務費	2, 715, 280
	2 小学校費	10, 300, 916
	3 中学校費	6, 667, 628
	4 幼稚園費	170, 956
	5 社会教育費	3, 634, 895
11 災害復旧費		2, 591, 808
	1 農林水産施設災害復旧費	2, 258, 308
	2 公共土木施設災害復旧費	333, 500
12 公債費		21, 803, 239
	1 公債費	21, 803, 239
13 予備費		100, 000
	1 予備費	100, 000
歳 出	合 計	195, 572, 923

第 2 表 継 続 費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	2 企画費	文化施設 整備事業費 (芸術文化ホール(大ホール) 特定天井改修及び大規模改修)	8,780,000	令和7年度	2,195,000
				令和8年度	5,707,000
				令和9年度	878,000
3 民生費	2 児童福祉費	保育所建設 事業費 (長岡保育所)	803,000	令和7年度	2,800
				令和8年度	800,200
4 衛生費	2 環境衛生費	斎場管理費 (婦負斎場解体)	172,000	令和7年度	17,200
				令和8年度	154,800
9 消防費	1 消防費	消防車両等 整備事業費 (消防艇)	665,700	令和7年度	296,850
				令和8年度	368,850
		消防施設 整備事業費 (富山消防署北部出張所)	795,100	令和7年度	318,040
				令和8年度	477,060
10 教育費	5 社会教育費	公民館建設 事業費 (山室中部公民館)	446,700	令和7年度	268,020
				令和8年度	178,680

第 3 表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
総合計画策定支援業務委託費	令和 8 年度	20,000
ガラス美術館展覧会開催事業費	自令和 7 年度至令和 8 年度	30,000
ガラス美術館広報活動事業費	自令和 7 年度至令和 8 年度	5,000
納税通知書等運搬業務委託費	自令和 7 年度至令和 8 年度	600
子育て支援センター運営業務委託費 (10 か所)	自令和 8 年度至令和12年度	446,950
塵芥収集車購入費	自令和 7 年度至令和 8 年度	32,711
婦負斎場改築工事実施設計業務委託費	自令和 7 年度至令和 8 年度	32,175
婦負斎場火葬炉設計・設置業務委託費	自令和 8 年度至令和 9 年度	188,100
一般財団法人富山勤労総合福祉センターの勤労総合福祉施設整備費元利償還金補助金	自令和 8 年度至令和10年度	13,006 及び利子相当額
農業振興地域整備計画図スマート化業務委託費	令和 8 年度	8,000
スクールバス運行等事業費（音川地区分）	自令和 8 年度至令和12年度	184,640
スクールバス運行等事業費（細入地区分）	自令和 7 年度至令和12年度	59,200
熊野小学校長寿命化対策事業（その 2）設計業務委託費	自令和 7 年度至令和 8 年度	11,300
児童生徒用端末借上料	自令和 7 年度至令和12年度	737,287

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
東部中学校仮設校舎借上料	自令和7年度至令和13年度	570,000
富山市土地開発公社による公共用地等 先行取得事業費	自令和7年度至令和17年度	1,200,000 及び利子相当額
富山市土地開発公社事業資金債務保証	自令和7年度至令和17年度	1,200,000 及び利子相当額

第 4 表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
総 務 管 理 費	1,607,100	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れ先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。
企 画 費	1,985,200			
防 災 費	42,000			
社 会 福 祉 費	276,200			
児 童 福 祉 費	347,500			
保 健 衛 生 費	395,400			
環 境 衛 生 費	211,000			
労 働 費	10,000			
農 業 費	4,100			
農 地 費	391,100			
林 業 費	176,400			
水 産 業 費	87,000			
商 工 費	50,800			
道 路 橋 り ょ う 費	1,646,600			
河 川 水 路 費	543,400			
都 市 計 画 費	2,236,500			
住 宅 費	110,200			

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
消 防 費	1,096,600			
教 育 総 務 費	191,500			
小 学 校 費	4,476,700			
中 学 校 費	3,335,100			
社 会 教 育 費	828,300			
農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	524,400			
公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	198,500			

公 債 管 理 特 別 会 計

議案第 2 号

令和7年度富山市公債管理特別会計予算

令和7年度富山市の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24,729,121千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和7年2月27日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰入金		21,797,321
	1 一般会計繰入金	21,797,321
2 市債		2,931,800
	1 市債	2,931,800
歳 入 合 計		24,729,121

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公債費		24, 729, 121
	1 公債費	24, 729, 121
歳 出 合 計		24, 729, 121

第 2 表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
借 換 費	2,931,800	普通貸借 又 は 証券発行	% 5.0 以内	借入れ先の融通条件による。ただし、 市財政の都合により据置期間及び償還 期限を短縮し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。

駐 車 場 事 業 特 別 会 計

議案第 3 号

令和7年度富山市駐車場事業特別会計予算

令和7年度富山市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ308,845千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和7年2月27日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		305,665
	1 使用料	305,665
2 財産収入		3,180
	1 財産運用収入	3,180
歳 入 合 計		308,845

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 駐車場費		308,845
	1 駐車場管理費	308,845
歳 出 合 計		308,845

母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

議案第 4 号

令和7年度富山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
令和7年度富山市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ100,152千
円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表
歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の
規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債
の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和7年2月27日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰入金		34,263
	1 一般会計繰入金	34,263
2 繰越金		12,109
	1 繰越金	12,109
3 諸収入		25,210
	1 貸付金元利収入	25,209
	2 雑入	1
4 市債		28,570
	1 市債	28,570
歳 入 合 計		100,152

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		100, 152
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	100, 152
歳 出	合 計	100, 152

第 2 表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
母子父子寡婦福祉 資金貸付事業費	28,570	普通貸借	無利子	母子及び父子並びに寡婦福祉法第37条 第2項、同法施行令第42条の規定によ る。

後期高齢者医療事業特別会計

後期高齢者医療事業特別会計

議案第 5 号

令和7年度富山市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和7年度富山市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,158,539千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月27日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		5,675,724
	1 後期高齢者医療保険料	5,675,724
2 県支出金		6,820
	1 県補助金	6,820
3 繰入金		7,447,345
	1 一般会計繰入金	7,447,345
4 諸収入		28,650
	1 受託事業収入	8,495
	2 償還金及び還付加算金	18,100
	3 雑入	55
	4 延滞金及び過料	2,000
歳 入	合 計	13,158,539

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		168,799
	1 総務管理費	146,256
	2 徴収費	22,543
2 後期高齢者医療広域連合納付金		12,970,640
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	12,970,640
3 諸支出金		18,100
	1 償還金及び還付加算金	18,100
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		13,158,539

まちなか診療所事業特別会計

議案第 6 号

令和7年度富山市まちなか診療所事業特別会計予算

令和7年度富山市のまちなか診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ123,333千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月27日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 診療収入		89,422
	1 外来収入	89,422
2 介護収入		3,922
	1 在宅介護収入	3,922
3 使用料及び手数料		420
	1 手数料	420
4 繰入金		29,551
	1 一般会計繰入金	29,551
5 諸収入		18
	1 雑入	18
歳 入	合 計	123,333

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		108,891
	1 施設管理費	108,891
2 医業費		14,442
	1 医業費	14,442
歳 出 合 計		123,333

介護保険事業特別会計

議案第 7 号

令和7年度富山市介護保険事業特別会計予算

令和7年度富山市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ45,491,131千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月27日提出

富山市長 藤井 裕久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 保険料		9,639,827
	1 介護保険料	9,639,827
2 使用料及び手数料		2,800
	1 総務手数料	2,800
3 国庫支出金		10,354,613
	1 国庫負担金	7,881,980
	2 国庫補助金	2,472,633
4 支払基金交付金		11,992,267
	1 支払基金交付金	11,992,267
5 県支出金		6,292,667
	1 県負担金	6,116,589
	2 県補助金	176,078
6 財産収入		39,647
	1 財産運用収入	39,647
7 繰入金		7,151,086
	1 一般会計繰入金	6,762,194
	2 基金繰入金	388,892
8 諸収入		18,224
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 第三者納付金	15,000
	3 返納金	1
	4 雑入	3,221
歳 入	合 計	45,491,131

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		817,131
	1 総務管理費	366,164
	2 徴収費	46,232
	3 介護認定審査会費	404,302
	4 趣旨普及費	433
2 保険給付費		43,087,520
	1 介護サービス等諸費	40,239,427
	2 介護予防サービス等諸費	939,896
	3 その他諸費	49,105
	4 高額介護サービス等費	1,092,674
	5 高額医療合算介護サービス費	141,291
	6 特定入所者介護サービス等費	625,127
3 地域支援事業費		1,364,164
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	1,213,950
	2 一般介護予防事業費	62,280
	3 包括的支援事業・任意事業費	87,934
4 基金積立金		39,651
	1 基金積立金	39,651
5 諸支出金		182,665
	1 償還金及び還付加算金	20,150
	2 繰出金	162,515
歳 出	合 計	45,491,131

国民健康保険事業特別会計

議案第 8 号

令和7年度富山市国民健康保険事業特別会計予算

令和7年度富山市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,485,759千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月27日提出

富山市長 藤井 裕久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険料		5,448,149
	1 国民健康保険料	5,448,149
2 国庫支出金		2
	1 国庫補助金	2
3 県支出金		23,252,063
	1 県負担金・補助金	23,252,063
4 財産収入		33,688
	1 財産運用収入	33,688
5 繰入金		2,726,563
	1 一般会計繰入金	2,045,771
	2 基金繰入金	680,792
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		25,293
	1 延滞金、加算金及び過料	3,003
	2 雑入	22,290
歳 入	合 計	31,485,759

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		438,265
	1 総務管理費	362,477
	2 運営協議会費	280
	3 趣旨普及費	3,078
	4 特別対策事業費	72,430
2 保険給付費		22,740,940
	1 療養諸費	19,255,816
	2 高額療養費	3,405,436
	3 移送費	300
	4 出産育児諸費	65,028
	5 葬祭諸費	14,160
	6 傷病手当金	200
3 国民健康保険事業費納付金		7,949,534
	1 医療給付費分	5,407,192
	2 後期高齢者支援金等分	1,878,621
	3 介護納付金分	663,721
4 保健事業費		280,221
	1 特定健康診査等事業費	202,245
	2 保健事業費	77,976
5 基金積立金		33,688
	1 基金積立金	33,688
6 公債費		1,500
	1 公債費	1,500
7 諸支出金		40,611
	1 償還金及び還付加算金	40,611
8 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	31,485,759

企業団地造成事業特別会計

企業団地造成事業特別会計

議案第 9 号

令和7年度富山市企業団地造成事業特別会計予算

令和7年度富山市の企業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ152,807千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月27日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財産収入		60,166
	1 財産運用収入	60,166
2 繰入金		92,641
	1 一般会計繰入金	92,641
歳 入 合 計		152,807

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 企業団地造成事業費		60,316
	1 企業団地造成事業費	60,316
2 公債費		92,491
	1 公債費	92,491
歳 出 合 計		152,807

牛岳温泉健康センター事業特別会計

議案第 1 0 号

令和 7 年度 富山市牛岳温泉健康センター事業特別会計予算

令和 7 年度 富山市の牛岳温泉健康センター事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 8 , 4 5 9 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		32
	1 使用料	32
2 繰入金		58,427
	1 一般会計繰入金	58,427
歳 入 合 計		58,459

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 牛岳温泉事業費		58,459
	1 牛岳温泉事業費	58,459
歳 出 合 計		58,459

牛岳温泉スキー場事業特別会計

議案第 1 1 号

令和 7 年度富山市牛岳温泉スキー場事業特別会計予算

令和 7 年度富山市の牛岳温泉スキー場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 9 1 , 5 2 7 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事業収入		100,608
	1 事業収入	100,608
2 財産収入		337
	1 財産運用収入	337
3 繰入金		65,341
	1 一般会計繰入金	65,341
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		240
	1 雑入	240
6 市債		25,000
	1 市債	25,000
歳 入	合 計	191,527

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 スキー場事業費		159,756
	1 スキー場事業費	159,756
2 公債費		31,771
	1 公債費	31,771
歳 出 合 計		191,527

第 2 表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
ス キ ー 場 事 業 費	25,000	普通貸借 又 は 証券発行	% 5.0 以内	借入れ先の融通条件による。ただし、 市財政の都合により据置期間及び償還 期限を短縮し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。

競 輪 事 業 特 別 会 計

議案第 1 2 号

令和 7 年度富山市競輪事業特別会計予算

令和 7 年度富山市の競輪事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 9 , 5 9 4 , 2 7 6 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6 , 0 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 競輪事業収入		29,505,914
	1 競輪事業収入	29,505,914
2 財産収入		37,288
	1 財産運用収入	37,288
3 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
4 諸収入		50,074
	1 雑入	50,074
歳 入	合 計	29,594,276

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 競輪費		29,594,276
	1 競輪費	29,594,276
歳 出 合 計		29,594,276

公設地方卸売市場事業特別会計

公設地方卸売市場事業特別会計

議案第 1 3 号

令和 7 年度富山市公設地方卸売市場事業特別会計予算

令和 7 年度富山市の公設地方卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9 8 7 , 9 1 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		162,747
	1 使用料	162,747
2 財産収入		103,915
	1 財産運用収入	103,915
3 繰入金		497,460
	1 一般会計繰入金	497,460
4 諸収入		67,492
	1 雑入	67,492
5 市債		156,300
	1 市債	156,300
歳 入	合 計	987,914

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公設地方卸売市場費		904,440
	1 総務管理費	227,700
	2 建設事業費	676,740
2 公債費		83,474
	1 公債費	83,474
歳 出	合 計	987,914

第 2 表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公 設 地 方 卸 売 市 場 事 業 費	156,300	普通貸借 又 は 証券発行	% 5.0 以内	借入れ先の融通条件による。ただし、 市財政の都合により据置期間及び償還 期限を短縮し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。

軌 道 整 備 事 業 特 別 会 計

議案第 1 4 号

令和 7 年度富山市軌道整備事業特別会計予算

令和 7 年度富山市の軌道整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 6 , 6 2 5 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		23,315
	1 使用料	23,315
2 財産収入		10
	1 財産運用収入	10
3 寄附金		100
	1 寄附金	100
4 諸収入		43
	1 雑入	43
5 繰越金		3,157
	1 繰越金	3,157
歳 入	合 計	26,625

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 軌道整備事業費		26,625
	1 軌道整備事業費	26,625
歳 出 合 計		26,625

賃貸住宅・店舗事業特別会計

議案第 1 5 号

令和 7 年度富山市賃貸住宅・店舗事業特別会計予算

令和 7 年度富山市の賃貸住宅・店舗事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8 7 , 3 2 6 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		79,025
	1 使用料	79,025
2 財産収入		146
	1 財産運用収入	146
3 諸収入		8,155
	1 雑入	8,155
歳 入 合 計		87,326

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 賃貸住宅・店舗事業費		44,657
	1 総務費	44,657
2 公債費		42,669
	1 公債費	42,669
歳 出 合 計		87,326

水道事業会計

議案第 16 号

令和7年度富山市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度富山市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 栓 数	197,823 栓
(2) 年 間 総 給 水 量	42,307,000 m ³
(3) 1 日 平 均 給 水 量	115,910 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
配 水 施 設 費	4,136,194 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	水道事業収益	7,639,056 千円
第1項	営 業 収 益	6,589,499 千円
第2項	営 業 外 収 益	1,043,521 千円
第3項	特 別 利 益	6,036 千円
支 出		
第1款	水道事業費	7,263,846 千円
第1項	営 業 費 用	6,569,778 千円
第2項	営 業 外 費 用	682,355 千円
第3項	特 別 損 失	11,213 千円
第4項	予 備 費	500 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,511,611千円は、過年度分損益勘定留保資金1,144,972千円、当年度分損益勘定留保資金2,006,940千円及び当年度分消費税及び

地方消費税資本的収支調整額 3 5 9 , 6 9 9 千円で補填するものとする。) 。

収 入	
第 1 款 資 本 的 収 入	3 , 4 4 8 , 0 5 2 千円
第 1 項 企 業 債	2 , 9 8 4 , 9 0 0 千円
第 2 項 他 会 計 出 資 金	6 9 , 0 4 5 千円
第 3 項 他 会 計 負 担 金	1 6 , 1 4 0 千円
第 4 項 固 定 資 産 売 却 代 金	8 8 2 千円
第 5 項 国 庫 補 助 金	2 8 8 , 8 8 3 千円
第 6 項 工 事 負 担 金	8 8 , 2 0 2 千円
支 出	
第 1 款 資 本 的 支 出	6 , 9 5 9 , 6 6 3 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	4 , 5 8 7 , 3 8 7 千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金	2 , 3 7 2 , 2 7 6 千円

(継続費)

第 5 条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
1 資 本 的 支 出	1 建 設 改 良 費	施 設 更 新 業 施 事	513,000千円	令 和 7 年 度	267,900千円
				令 和 8 年 度	245,100千円

(債務負担行為)

第 6 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
上下水道料金システム 構築事業費	自令和 7 年度 至令和 9 年度	376,000千円

(企業債)

第 7 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業建設改良事業費	2,984,900千円	普通貸借又は証券発行	5.0 % 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、2,400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款水道事業費のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 816,764千円

(2) 交際費 100千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、44,497千円と定める。

令和7年2月27日提出

富山市長 藤井裕久

工 業 用 水 道 事 業 会 計

議案第 1 7 号

令和 7 年度富山市工業用水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 7 年度富山市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 事 業 所 数	1 9 事業所
(2) 年 間 総 給 水 量	3 1 , 9 3 7 , 5 0 0 m ³
(3) 1 日 平 均 給 水 量	8 7 , 5 0 0 m ³

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 工業用水道事業収益	4 8 3 , 9 0 7 千円
第 1 項 営 業 収 益	4 5 6 , 7 0 6 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	2 7 , 2 0 1 千円
支 出	
第 1 款 工業用水道事業費	3 4 2 , 9 1 4 千円
第 1 項 営 業 費 用	3 1 1 , 1 3 7 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	3 0 , 5 9 5 千円
第 3 項 特 別 損 失	1 , 0 8 2 千円
第 4 項 予 備 費	1 0 0 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 0 1 , 4 4 1 千円は、過年度分損益勘定留保資金 9 5 , 7 4 5 千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 5 , 6 9 6 千円で補填するものとする。）。

収 入	
第 1 款 資 本 的 収 入	8 1 千円

第 1 項 固定資産売却代金 8 1 千円

支 出

第 1 款 資本的支出 1 0 1 , 5 2 2 千円

第 1 項 建設改良費 6 2 , 7 4 8 千円

第 2 項 企業債償還金 3 8 , 7 7 4 千円

(一時借入金)

第 5 条 一時借入金の限度額は、4 0 , 0 0 0 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 6 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第 1 款工業用水道事業費のうち、第 1 項営業費用、第 2 項営業外費用、第 3 項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 7 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 3 3 , 2 5 7 千円

(たな卸資産購入限度額)

第 8 条 たな卸資産の購入限度額は、1 1 0 千円と定める。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

公 共 下 水 道 事 業 会 計

議案第 18 号

令和7年度富山市公共下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度富山市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化戸数	128,479戸
(2) 年間総処理水量	56,266,530m ³
(3) 1日平均処理水量	154,155m ³
(4) 主要な建設改良事業	
公共下水道築造費	3,490,020千円
流域関連公共下水道築造費	539,000千円
特定環境保全公共下水道築造費	146,200千円
流域関連特定環境保全公共下水道築造費	178,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	下水道事業収益	15,228,862千円
第1項	営業収益	11,274,568千円
第2項	営業外収益	3,954,294千円
支 出		
第1款	下水道事業費	14,444,269千円
第1項	営業費用	13,072,459千円
第2項	営業外費用	1,354,726千円
第3項	特別損失	16,084千円
第4項	予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,255,279千円

は、過年度分損益勘定留保資金 1, 907, 906 千円、当年度分損益勘定留保資金 4, 083, 993 千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 263, 380 千円で補填するものとする。) 。

収 入	
第 1 款 資 本 的 収 入	6, 361, 548 千円
第 1 項 企 業 債	2, 818, 858 千円
第 2 項 国 庫 補 助 金	1, 640, 140 千円
第 3 項 他 会 計 出 資 金	1, 714, 227 千円
第 4 項 負 担 金 及 び 分 担 金	184, 387 千円
第 5 項 貸 付 金 返 還 金	3, 861 千円
第 6 項 固 定 資 産 売 却 代 金	75 千円

支 出	
第 1 款 資 本 的 支 出	12, 616, 827 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	5, 036, 700 千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金	7, 573, 127 千円
第 3 項 投 資	7, 000 千円

(継続費)

第 5 条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
1 資 本 的 支 出	1 建 設 改 良 費	下富居排水 区下富居貯 留池導管、 バイパス管 築造事業費	677,000千円	令和 7 年度	340,000千円
				令和 8 年度	337,000千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法

公共下水道整備事業費	2,752,800千円	普通貸借又は証券発行	5.0 % 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。
借 換 費	66,058千円			

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、7,600,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第 1 款下水道事業費のうち、第 1 項営業費用、第 2 項営業外費用、第 3 項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 654,201 千円

(他会計からの補助金)

第 10 条 下水道事業費の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、39,492 千円である。

令和 7 年 2 月 27 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

病 院 事 業 会 計

議案第 19 号

令和7年度富山市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度富山市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数

一 般	精 神	感染症	計
502床	50床	6床	558床

(2) 年 間 患 者 数

入 院	150,015人	外 来	245,988人
-----	----------	-----	----------

(3) 一 日 平 均 患 者 数

入 院	411人	外 来	1,016人
-----	------	-----	--------

(4) 主要な建設改良事業

施設工事費及び資産購入費	1,298,220千円
--------------	-------------

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	病院事業収益	15,193,675千円
-----	--------	--------------

第1項	医 業 収 益	13,761,604千円
-----	---------	--------------

第2項	医 業 外 収 益	1,432,061千円
-----	-----------	-------------

第3項	特 別 利 益	10千円
-----	---------	------

支 出

第1款	病院事業費用	15,468,512千円
-----	--------	--------------

第1項	医 業 費 用	15,137,340千円
-----	---------	--------------

第2項	医 業 外 費 用	330,872千円
-----	-----------	-----------

第3項	予 備 費	300千円
-----	-------	-------

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本

的収入額が資本的支出額に対し不足する額 653,710 千円は過年度分損益勘定留保資金 535,690 千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 118,020 千円で補填するものとする。) 。

収 入		
第 1 款	資 本 的 収 入	1,440,696 千円
第 1 項	企 業 債	1,201,400 千円
第 2 項	出 資 金	160,893 千円
第 3 項	補 助 金	78,393 千円
第 4 項	寄 附 金	10 千円
支 出		
第 1 款	資 本 的 支 出	2,094,406 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	1,298,220 千円
第 2 項	企業債償還金	796,186 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
市民病院医事業務及び 病院業務運用支援業務 委託費	自令和 7 年度 至令和 10 年度	664,494 千円
市民病院電子カルテシ ステム更新業務	自令和 7 年度 至令和 8 年度	930,319 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の方法

病院事業建設改良事業費	1,201,400千円	普通貸借又は証券発行	5.0 %以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。
-------------	-------------	------------	--	--

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款病院事業費のうち、第1項医業費用、第2項医業外費用に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 8,192,609千円

(2) 交 際 費 360千円

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業費の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、449,505千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、1,752,284千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
-----	-----	-----

取得する資産	医療器械	内視鏡手術用支援機器	1 式
	医療器械	心血管撮影装置	1 台
	備品	中央監視装置	1 式
	備品	放射線部門システム	1 式
	備品	総合仮想基盤	1 式

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

農業集落排水事業会計

議案第 2 0 号

令和 7 年度富山市農業集落排水事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 7 年度富山市農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水 洗 化 戸 数	6 , 1 1 1 戸
(2) 年間総処理水量	1 , 5 6 4 , 3 0 8 m ³
(3) 1 日平均処理水量	4 , 2 8 6 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
管路建設改良費	1 2 , 3 0 0 千円
処理場建設改良費	2 1 , 6 0 0 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 農業集落排水事業収益	1 , 4 5 6 , 0 3 1 千円
第 1 項 営 業 収 益	3 1 0 , 1 8 3 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	1 , 1 4 5 , 8 4 8 千円
支 出	
第 1 款 農業集落排水事業費用	1 , 2 6 1 , 4 7 7 千円
第 1 項 営 業 費 用	1 , 1 8 3 , 7 9 1 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	7 6 , 1 3 1 千円
第 3 項 特 別 損 失	1 , 0 5 5 千円
第 4 項 予 備 費	5 0 0 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 5 6 4 , 5 5 2 千円は、過年度分損益勘定留保資金 1 , 5 2 1 千円、当年度分損益勘定留保資金 5 6 0 , 9 7 4 千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的

収支調整額 2, 0 5 7 千円で補填するものとする。) 。

収		入
第 1 款	資 本 的 収 入	1 2 3, 1 0 7 千円
第 1 項	他 会 計 出 資 金	1 1 1, 7 2 8 千円
第 2 項	負 担 金 及 び 分 担 金	1 1, 2 4 7 千円
第 3 項	長 期 貸 付 金 償 還 金	1 3 2 千円

支		出
第 1 款	資 本 的 支 出	6 8 7, 6 5 9 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	3 3, 9 0 0 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	6 5 2, 7 5 9 千円
第 3 項	投 資	1, 0 0 0 千円

(一時借入金)

第 5 条 一時借入金の限度額は、 1, 0 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 6 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第 1 款農業集落排水事業費用のうち、第 1 項営業費用、第 2 項営業外費用、第 3 項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 7 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 3 2, 4 0 6 千円

(他会計からの補助金)

第 8 条 農業集落排水事業費用の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、 1 6 2, 9 6 5 千円である。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

議案第 2 1 号

富山市事務分掌条例の一部を改正する条例制定の件
富山市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。
令和 7 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市事務分掌条例の一部を改正する条例
富山市事務分掌条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

1 企画管理部の項中第 7 号を第 8 号とし、第 2 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 人口減少対策及び少子化対策に関する事項

5 こども家庭部の項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 2 2 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(富山市職員の分限に関する条例等の一部改正)

第 1 条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 富山市職員の分限に関する条例（平成 1 7 年富山市条例第 4 4 号）第 6 条第 1 項
- (2) 富山市職員の共済制度に関する条例（平成 1 7 年富山市条例第 4 8 号）第 1 0 条
- (3) 富山市職員の給与に関する条例（平成 1 7 年富山市条例第 6 2 号）第 2 8 条第 3 号及び第 4 号並びに第 2 9 条第 1 項第 1 号及び第 5 項第 1 号
- (4) 富山市職員の退職手当支給条例（平成 1 7 年富山市条例第 6 4 号）第 1 8 条第 1 項第 1 号及び第 5 項第 2 号、第 1 9 条の見出し及び同条第 1 項第 1 号、第 2 0 条第 1 項第 1 号並びに第 2 2 条第 4 項
- (5) 富山市消防団条例（平成 1 7 年富山市条例第 2 8 9 号）第 5 条第 1 号
- (6) 富山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成 1 7 年富山市条例第 2 9 0 号）第 7 条第 1 号
- (7) 富山市公設地方卸売市場条例（平成 2 2 年富山市条例第 6 4 号）第 6 条の 2 第 4 項第 2 号、第 1 2 条第 3 項第 2 号、第 1 4 条第

4 項第 2 号及び第 2 6 条第 1 項第 2 号

(富山市恩給条例の一部改正)

第 2 条 富山市恩給条例（平成 1 7 年富山市条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 2 号中「、無期」を「又は無期」に、「懲役又は禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に改め、同項第 4 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第 6 条中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(富山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例等の一部改正)

第 3 条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(1) 富山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 7 6 号）第 1 8 条

(2) 富山市公害防止条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 7 8 号）第 2 5 条

(3) 富山市屋外広告物条例（平成 1 7 年富山市条例第 2 2 8 号）第 3 8 条

(4) 富山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年富山市条例第 2 号）附則第 3 条第 5 項から第 7 項まで

(5) 富山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年富山市条例第 3 0 号）第 5 6 条から第 5 8 条まで

(富山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正)

第 4 条 富山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 1 7 年富山市条例第 3 0 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 号エ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号。以下「刑法等一部改正法」という。）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下この項において「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１６条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（富山市職員の給与に関する条例及び富山市職員の退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第１条の規定による改正後の富

山市職員の給与に関する条例第 29 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）及び第 5 項（第 3 号に係る部分に限る。）並びに富山市職員の退職手当支給条例第 18 条第 1 項及び第 5 項、第 19 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）並びに第 22 条第 4 項並びに富山市職員の退職手当支給条例第 22 条第 3 項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議案第 2 3 号

富山市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する
条例制定の件

富山市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する
条例

富山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年富山市条例
第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 1 0 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 2 4 号

富山市恩給条例の一部を改正する条例制定の件
富山市恩給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市恩給条例の一部を改正する条例

富山市恩給条例（平成 1 7 年富山市条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、退隠料又は遺族扶助料を受ける権利を有する者が、2 年（遺族扶助料を受ける権利を有する者にあつては、3 年）以下の拘禁刑に処せられ、刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）第 2 7 条第 2 項後段の規定による刑の全部の執行猶予の言渡し又は同法第 2 7 条の 7 第 2 項後段の規定による刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、取消しの月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる月までその支給を停止する。

附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

議案第 2 5 号

富山市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例制定の件
富山市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 7 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例
富山市職員の退職手当支給条例（平成 1 7 年富山市条例第 6 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 1 項第 4 号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第 1 4 項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第 5 6 条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当について同条第 4 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第 7 項中「附則別表第 1 」を「附則別表」に改める。

附則第 1 2 項中「令和 7 年 3 月 3 1 日」を「令和 9 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 7 項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の富山市職員の退職手当支給条例第 1 5 条第 1 1 項（第 4 号に係る部分に限り、同条第 1 5 項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した富山市職員の退職手当支給条例第 2 条第 1 項に規定する職員（同条第 2 項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、

退職職員であって同日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

議案第 2 6 号

富山市立富山外国語専門学校条例の一部を改正する条例制定の件

富山市立富山外国語専門学校条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市立富山外国語専門学校条例の一部を改正する条例

富山市立富山外国語専門学校条例（平成 2 5 年富山市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項及び第 3 項中「入学考査料」の次に「、聴講料」を加える。

別表中

「

入学考査料	1 8 , 0 0 0	を
-------	-------------	---

」

「

入学考査料	1 8 , 0 0 0	に
聴講料	1 科目 1 期 6 , 8 1 0	

」

改め、備考を備考 1 とし、同表備考に次のように加える。

- 2 この表において「1 期」とは、4 月 1 日から 9 月 3 0 日までの間又は 1 0 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの間をいう。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 2 7 号

富山市民生委員定数条例の一部を改正する条例制定の件
富山市民生委員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。
令和 7 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市民生委員定数条例の一部を改正する条例
富山市民生委員定数条例（平成 2 6 年富山市条例第 6 0 号）の一部
を次のように改正する。

本則中「8 9 1 人」を「8 9 5 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 2 月 1 日から施行する。

議案第 28 号

富山市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

富山市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 27 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年富山市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項第 6 号及び第 23 条第 1 項第 6 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 29 号

富山市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件
富山市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 27 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
富山市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年富山市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 88 条第 4 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 30 号

富山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

富山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 27 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

富山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年富山市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 37 条第 5 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 1 号

富山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

富山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年富山市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 5 条第 4 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 2 号

富山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

富山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年富山市条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 0 条第 5 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 33 号

富山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

富山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 27 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年富山市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項第 6 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 4 号

富山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

富山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年富山市条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 1 項第 4 号及び附則第 1 2 項第 5 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 5 号

富山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例制定の件

富山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

富山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 2 4 年富山市条例第 4 6 号)の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 1 項第 5 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加
える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 6 号

富山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

富山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

富山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 2 4 年富山市条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 8 条第 1 項第 4 号及び第 1 8 3 条第 1 項第 3 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第 1 9 0 条第 1 項第 1 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同項第 2 号を削り、同項第 3 号中「（前号に該当するものを除く。）」を削り、「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同号を同項第 2 号とし、同項第 4 号中「前 2 号」を「前号」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 5 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同号を同項第 4 号とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 7 号

富山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

富山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

富山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 2 4 年富山市条例第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 0 条第 1 項第 4 号、第 1 6 7 条第 1 項第 3 号並びに第 1 7 4 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 8 号

富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。
令和 7 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例
富山市国民健康保険条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 6 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条中「6 5 0 , 0 0 0 円」を「6 6 0 , 0 0 0 円」に改める。

第 3 1 条中「2 4 0 , 0 0 0 円」を「2 6 0 , 0 0 0 円」に改める。

第 4 1 条第 1 項第 2 号中「2 9 5 , 0 0 0 円」を「3 0 5 , 0 0 0 円」に改め、同項第 3 号中「5 4 5 , 0 0 0 円」を「5 6 0 , 0 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の富山市国民健康保険条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 6 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 3 9 号

富山市保育所条例の一部を改正する条例制定の件
富山市保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市保育所条例の一部を改正する条例

富山市保育所条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 4 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 富山市立長岡保育所の項中「長岡 9 3 9 7 番地 6」を「呉羽町 4 9 9 0 番地」に改め、同表富山市立笹津保育所の項を削る。

別表第 2 午前 7 時から午前 8 時 3 0 分まで（午前 7 時開所施設に限る。）の項の次に次のように加える。

午前 7 時 1 5 分から午前 8 時 3 0 分まで（富山市立長岡保育所に限る。）	日 利 用	1 回 2 0 0
	月 利 用	月 額 3 , 5 0 0

別表第 2 午後 4 時 3 0 分から午後 6 時までの項中「午後 6 時まで」の次に「（富山市立長岡保育所を除く。）」を加え、同項の次に次のように加える。

午後 4 時 3 0 分から午後 6 時 1 5 分まで（富山市立長岡保育所に限る。）	日 利 用	1 回 3 0 0
	月 利 用	月 額 5 , 0 0 0

別表第 2 午後 6 時から午後 7 時まで（午後 6 時以降開所施設に限る。）の項中「午後 6 時以降開所施設」の次に「（富山市立長岡保育所を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表第 1 富山市立笹津保育所の項を削る改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 0 号

富山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例制定の件

富山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

富山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 2 6 年富山市条例第 4 7 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 1 号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同条第 3 項を削り、同条第 5 項を同条第 7 項とし、同条第 4 項を同条第 6 項とし、同条第 2 項中「全てを満たすと認める」を「いずれかに該当する」に、「前項第 2 号」を「第 1 項第 2 号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第 7 条第 2 項を同条第 4 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に

応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

- (1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等
- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

第7条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件を満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第4項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 4 1 号

富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年富山市条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 8 条第 1 項中「第 4 3 条第 3 項第 1 号」を「第 4 3 条第 3 項」に改める。

第 4 3 条第 1 項中「第 5 項」を「第 7 項」に改め、同項第 1 号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同条中第 3 項を削り、第 9 項を第 1 1 項とし、第 4 項から第 8 項までを 2 項ずつ繰り下げ、同条第 2 項各号列記以外の部分中「次」の次に「の各号」を加え、「全てを満たすと認める」を「いずれかに該当する」に、「前項第 2 号」を「第 1 項第 2 号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第43条第2項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

第43条第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件を満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第５項中「１０年」を「１５年」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第 4 2 号

富山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例制定の件

富山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 3 4 条の 1 6 第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

(最低基準の目的)

第 2 条 この条例で定める最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業所（乳児等通園支援事業を行う事業所をいう。以下同じ。）の管理者を含む。以下同じ。）が、乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第 6 条の 3 第 2 3 項の乳児又は幼児への適切な遊び及び生活の場の提供並びにその保護者との面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、利用乳幼児（乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。以下同じ。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(定義)

第 3 条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮し、及び人格を尊重して、当該乳児等通園支援事業の運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気その他の利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止について十分に考慮されたものでなければならない。

（暴力団員の排除）

第6条 乳児等通園支援事業を行うことができる者は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 暴力団員（富山市暴力団排除条例（平成24年富山市条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）

(2) 法人その他の団体でその役員が暴力団員であるもの

(3) 暴力団員がその事業活動を支配するもの

(非常災害対策)

第7条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所は、前項の訓練のうち、避難及び消火に関する訓練を、少なくとも月1回は行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第11条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽^{きんさん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第12条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児への平等取扱原則）

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用の負担によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第 14 条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第 15 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的に管理し、及び衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、及びまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所は、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、これらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第 16 条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(運営規程)

第 17 条 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業の運営についての規則で定める重要事項に関する規程を定めなければならない。

(帳簿の整備)

第 18 条 乳児等通園支援事業所は、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにした帳簿を整備しなければならない。

(秘密保持等)

第 19 条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、利用乳幼児又はその家族に関する業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、利用乳幼児又はその家族に関する業務上知り得た秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第20条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児又はその保護者等からの行った乳児等通園支援に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、当該苦情の受付の窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業の区分）

第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下この項及び次条第2項第4号において同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）が当該施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

（設備）

第22条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満 2 歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
 - (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児 1 人につき 1. 6 5 平方メートル以上であること。
 - (3) ほふく室の面積は、乳児又は第 1 号の幼児 1 人につき 3. 3 平方メートル以上であること。
 - (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
 - (5) 満 2 歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
 - (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児 1 人につき 1. 9 8 平方メートル以上であること。
 - (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
 - (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を 2 階以上に設ける建物は、規則で定める要件に該当すること。
- 2 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定める条例の規定するところによる。
- (1) 保育所 富山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年富山市条例第 4 3 号）（保育所に係るものに限る。）
 - (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 富山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成 3 1 年富山市条例第 2 3 号）
 - (3) 幼保連携型認定こども園 富山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年富山市条例第 4 8 号）
 - (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 富山市家庭的保育事業等の設

備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年富山市条例第４７号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（職員）

第２３条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

２ 前項の規定により置かなければならない乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね３人につき１人以上、満１歳以上満３歳未満の幼児おおむね６人につき１人以上とし、そのうち半数以上は、保育士とする。ただし、一の一般型乳児等通園支援事業所につき２人を下ることはできない。

３ 第１項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を１人とすることができる。

（１）当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下この号及び次号において「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

（２）当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が３人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

4 前条第2項の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業所の職員の基準について準用する。

(乳児等通園支援の内容)

第24条 乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第25条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(電磁的記録)

第26条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例又はこの条例に基づく規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うこととされているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 4 3 号

富山市こども医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件
富山市こども医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市こども医療費助成条例の一部を改正する条例
富山市こども医療費助成条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 4 8 号）
の一部を次のように改正する。

第 1 条中「こどもの保護者」を「保護者等」に改める。

第 2 条第 1 項中「1 5 歳」を「1 8 歳」に改め、同条第 2 項中「保護者」を「保護者等」に改め、「監護するもの」の次に「（こどもが婚姻、就業等により独立して生計を営んでいる場合その他こども本人に医療費を助成することが適当であると市長が認める場合にあっては、当該こども）」を加える。

第 3 条、第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 8 条中「保護者」を「保護者等」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の富山市こども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第 4 4 号

富山市妊産婦医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件
富山市妊産婦医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 7 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市妊産婦医療費助成条例の一部を改正する条例
富山市妊産婦医療費助成条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 4 9 号）
の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項ただし書を次のように改める。

ただし、生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）の規定による
保護を受けている者を除く。

第 3 条第 1 項各号及び同条第 2 項を削る。

第 6 条中「受給資格の登録をした」を「第 4 条に規定する疾病の診
断を受けた」に改め、「初日」の次に「又は前条第 1 項の申請のあつ
た日の属する月の前月（診断書の作成に期間を要したことその他のや
むを得ない理由がある場合は、6 月前の月）の初日のいずれか遅い日
」を加え、「。）した」を「。）をした」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の富山市妊産婦医療費助成条例第 3 条の規定は、この条例
の施行の日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前
の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第 4 5 号

富山市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件

富山市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例
富山市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 5 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 1 号中「9 月 3 0 日」を「1 0 月 3 1 日」に、「次条第 1 項の規定による申請をするもの」を「受けた医療に係る医療費の助成」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 令和 7 年 1 0 月 3 1 日までの間に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第 4 6 号

富山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

富山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

富山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年富山市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項ただし書中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第 3 号及び同条第 4 項ただし書中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 7 号

富山市スポーツ施設条例の一部を改正する条例制定の件
富山市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。
令和 7 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市スポーツ施設条例の一部を改正する条例
富山市スポーツ施設条例（平成 1 7 年富山市条例第 2 8 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中 4 0 の項を削り、4 1 の項を 4 0 の項とし、4 2 の項から 5 5 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

第 2 条の 2 中「4 0 の項、4 2 の項、4 4 の項、4 5 の項及び 5 2 の項」を「4 1 の項、4 3 の項、4 4 の項及び 5 1 の項」に改める。

第 2 条の 3 第 3 号及び第 7 条第 7 項中「4 4 の項及び 4 5 の項」を「4 3 の項及び 4 4 の項」に改める。

別表第 3 の 1 八尾 B & G 海洋センタープールの項を次のように改める。

1 八尾 B & G 海洋センタープール

(1) プール

ア 個人及び団体の場合

種別		単位	金額（円）
個人	大人（高校生以上）	1 回 2 時間につき	3 4 0
	小人（小学生及び中学生）		2 3 0
	小人（未就学児）		1 1 0
団体（20人以上）	大人（高校生以上）	1 回 2 時間につき 1 人	2 8 0
	小人（小学生及び中学生）		2 0 0
	小人（未就学児）		9 0
回数券	3 4 0 円券	1 1 枚つ ぶり	2 , 7 2 0
	2 3 0 円券		1 , 8 4 0
	1 1 0 円券		8 8 0
期間使	大人（高校生以上）	1 月券	4 , 0 4 0

用券			
	小人（小学生及び中学生）		2, 6 9 0
	小人（未就学児）		1, 3 4 0
	大人（高校生以上）	3 月 券	1 0, 7 5 0
	小人（小学生及び中学生）		7, 1 7 0
	小人（未就学児）		3, 5 9 0

備考 市外に住所を有する者の回数券及び期間使用券の使用料の額は、この表に定める額の 2 5 パーセントに相当する額を加算した額とする。

イ 大会等の場合

種別	使用時間区分による金額（円）			超過料金（円）（1 時間につき）
	9 時～ 12 時	13 時～ 17 時	18 時～ 21 時	
入場無料の場合	9, 420	11, 760	18, 830	3, 180
入場有料の場合	23, 530	28, 240	47, 060	7, 890

(2) 多目的ホール

種別	単位	金額（円）	超過料金（円）（1 時間につき）
多目的ホール	2 時間につき	5, 6 1 0	3, 3 7 0

備考 冷房又は暖房期間中に使用する場合は、この表に定める額の 2 0 パーセントに相当する額を加算する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の富山市スポーツ施設条例の規定に基づく施設の使用の承認、利用料金の徴収その他の当該施設を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第 4 8 号

富山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

富山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 7 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

富山市病院事業の設置等に関する条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 6 7 号）の一部を次のように改正する。

別表特別施設等使用料の部中

「

特別室	A	1 人 1 日	1 1 , 0 0 0 円	
	B		5 , 5 0 0 円	
個室			3 , 5 0 0 円	
2 人 室	A		2 , 0 0 0 円	
	B		1 , 0 0 0 円	

」

「

特別室	A	1 人 1 日	1 3 , 0 0 0 円	に改め、同表検査
	B		6 , 5 0 0 円	
個室	A		5 , 5 0 0 円	
	B		4 , 0 0 0 円	
2 人室	A		2 , 2 0 0 円	
	B		1 , 1 0 0 円	

」

料の部中

「

脳ドック使用料	A	1 9 , 0 0 0 円	A の検査に尿検査
	B	2 5 , 0 0 0 円	

			、血液学的検査、 生化学的検査及び 心電図検査を加え たものとする。	を
人間ドック使 用料	A	37,500円	期間1日	
	B	66,000円	期間1泊2日	
	C	72,500円	Bの検査に乳房検 査及び子宮検査を 加えたものとする 。	
血管ドック使用料		30,970円		

「

膵がんドック使用 料		79,670円		に、
脳ドック使用料		25,000円		
人間ドック使 用料	A	37,500円	期間1日	
	B	66,000円	期間1泊2日	
	C	72,500円	Bの検査に乳房検 査及び子宮検査を 加えたものとする 。	

「

サインポスト遺伝 子検査料	38,000円		を
------------------	---------	--	---

「

サインポスト遺伝 子検査料	38,000円		に改
ロックスインデッ クス検査料	13,000円	人間ドックと併せ て受ける場合に限 る。	

める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表特別施

設等使用料の部の改正規定は、令和８年１月１日から施行する。

議案第 4 9 号

富山市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例制定の件
富山市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例
富山市公設地方卸売市場条例（平成 2 2 年富山市条例第 6 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条（見出しを含む。）中「、位置及び面積」を「及び位置」に改め、同条面積の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 0 号

富山市手数料条例の一部を改正する条例制定の件
富山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市手数料条例の一部を改正する条例
富山市手数料条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 0 6 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 標準事務以外の事務に係る手数料の表 7 2 の部の次に次のように加える。

7 2 の 2 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号）第 1 2 条第 1 項の規定に基づく宅地造成等に関する工事又は同法第 3 0 条第 1 項の規定に基づく特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の許可に関する事務	1 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合	(1) 盛土又は切土をする土地の面積が 5 0 0 平方メートル以内のもの 1 4 , 0 0 0 円 (2) 盛土又は切土をする土地の面積が 5 0 0 平方メートルを超え 1 , 0 0 0 平方メートル以内のもの 2 4 , 0 0 0 円 (3) 盛土又は切土をする土地の面積が 1 , 0 0 0 平方メートルを超え 2 , 0 0 0 平方メートル以内のもの 3 5 , 0 0 0 円 (4) 盛土又は切土をする土地の面積が 2 , 0 0 0 平方メートルを超え 3 , 0 0 0 平方メートル以内のもの 5 1 , 0 0 0 円 (5) 盛土又は切土をする土地の面積が 3 , 0 0 0 平方メートルを超え 5 , 0 0 0 平方メートル
---	------------------------	--

		ル以内のもの 64,000円 (6) 盛土又は切土をする土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 85,000円 (7) 盛土又は切土をする土地の面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 133,000円 (8) 盛土又は切土をする土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの 208,000円 (9) 盛土又は切土をする土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの 330,000円 (10) 盛土又は切土をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの 474,000円 (11) 盛土又は切土をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの 617,000円
	2 土石の堆積に関する工事の場合	(1) 土石の堆積をする土地の面積が500平方メートル以内のもの 14,000円 (2) 土石の堆積をする土地の面積が500平方メートルを超え1,0

			00平方メートル以内のもの 17,000円 (3) 土石の堆積をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 19,000円 (4) 土石の堆積をする土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 24,000円 (5) 土石の堆積をする土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 34,000円 (6) 土石の堆積をする土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 38,000円 (7) 土石の堆積をする土地の面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 46,000円 (8) 土石の堆積をする土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの 63,000円 (9) 土石の堆積をする土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの 86,000円
--	--	--	---

			, 000円 (10) 土石の堆積をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの 129,000円 (11) 土石の堆積をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの 158,000円
72の3 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事又は同法第35条第1項の規定に基づく特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可に関する事務	1 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合	変更の許可の申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が617,000円を超えるときは、その手数料の額は、617,000円とする。	(1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計変更（(2)のみに該当する場合を除く。）のとき 盛土又は切土をする土地の面積（(2)に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土をする土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の盛土又は切土をする土地の面積）に応じ、72の2の項の1に規定する額に10分の1を乗じて得た額 (2) 新たな土地の盛土又は切土をする土地への編入に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計変更のとき 新たに編入される土地の面積に応じ、72

		の 2 の 項 の 1 に 規 定 す る 額 (3) そ の 他 の 変 更 の と き 1 0 , 0 0 0 円
	2 土 石 の 堆 積 に 関 する 工 事 の 場 合	変 更 の 許 可 の 申 請 1 件 に つ き、次 に 掲 げ る 額 を 合 算 し た 額。た だ し、そ の 額 が 1 5 8 , 0 0 0 円 を 超 え る と き は、そ の 手 数 料 の 額 は、1 5 8 , 0 0 0 円 と す る。 (1) 土 石 の 堆 積 に 関 す る 工 事 の 設 計 変 更 ((2) の み に 該 当 す る 場 合 を 除 く。) の と き 土 石 の 堆 積 を す る 土 地 の 面 積 ((2) に 規 定 す る 変 更 を 伴 う 場 合 に あ っ て は 変 更 前 の 土 石 の 堆 積 を す る 土 地 の 面 積、土 石 の 堆 積 を す る 土 地 の 縮 小 を 伴 う 場 合 に あ っ て は 縮 小 後 の 土 石 の 堆 積 を す る 土 地 の 面 積) に 応 じ、7 2 の 2 の 項 の 2 に 規 定 す る 額 に 1 0 分 の 1 を 乗 じ て 得 た 額 (2) 新 た な 土 地 の 土 石 の 堆 積 を す る 土 地 へ の 編 入 に 係 る 土 石 の 堆 積 に 関 す る 工 事 の 設 計 変 更 の と き 新 た に 編 入 さ れ る 土 地 の 面 積 に 応 じ 、7 2 の 2 の 項 の 2 に 規 定 す る 額 (3) そ の 他 の 変 更 の と き 1 0 , 0 0 0 円
7 2 の 4 宅 地 造 成 及 び 特 定 盛 土 等 規 制 法 第 1 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 宅 地 造 成 若 し く は 特 定		(1) 盛 土 又 は 切 土 を す る 土 地 の 面 積 が 5 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の 2 , 9 0 0 円 (2) 盛 土 又 は 切 土 を す る 土 地 の 面 積 が 5 0 0 平

盛土等に関する工事（同法第15条第2項の規定により同法第12条第1項の許可を受けたものとみなされたものに限る。）の中間検査又は同法第37条第1項に基づく特定盛土等に関する工事（同法第34条第2項の規定により同法第30条第1項の許可を受けたものとみなされたものに限る。）の中間検査に関する事務	方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 3,500円 (3) 盛土又は切土をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 4,000円 (4) 盛土又は切土をする土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 5,300円 (5) 盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 7,700円 (6) 盛土又は切土をする土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 8,800円 (7) 盛土又は切土をする土地の面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 11,000円 (8) 盛土又は切土をする土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの 20,000円 (9) 盛土又は切土をする土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メー
--	---

		トル以内のもの 35,000円
		(10) 盛土又は切土をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの 55,000円
		(11) 盛土又は切土をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの 76,000円

別表2標準事務以外の事務に係る手数料の表74の部中「建築物に係る確認」の次に「の申請に対する審査及び同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に係る計画の通知に対する審査」を加え、同部1の項中「2に」を「2及び3に」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) (2)に掲げる場合以外の場合

ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 14,000円

イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 21,000円

ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 30,000円

エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 40,000円

オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 53,000円

カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 75,000円

キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 215,000円

ク 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000

0 平方メートル以内のもの 350,000円

ケ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 619,000円

(2) 建築基準法第6条の4第1項の規定の適用を受ける場合（2以上の建築物がある場合においては、全ての建築物が同項の規定の適用を受ける場合に限る。）であって、床面積の合計が200平方メートル以内のものであるとき。

ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 8,000円

イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 14,000円

ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 21,000円

別表2標準事務以外の事務に係る手数料の表74の部1の項第3号から第9号までを削り、同部2の項中「建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項又は同法第6条の2第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築設備の設置に係る確認及び同法第88条第1項又は第2項において準用する同法第6条第1項又は同法第6条の2第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による工作物の築造に係る確認を受ける」を「3に掲げる」に改め、同部に次のように加える。

3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項ただし書の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けない要確認特定建築行為（同項に規定する要確認特定建築行為をいう。以下同じ。）又は同法第12条第2項ただし書の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けない要通知特定建築行為（同項に規	この項の1又は2に掲げる額に、建築物ごとに次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額 (1) 一戸建ての住宅の場合 ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 18,000円 イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 20,000円 (2) (1)以外の場合 ア 住宅部分の床面積の合計
--	---

定する要通知特定建築行為をいう。以下同じ。)であって、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に掲げる特定建築行為に該当する場合	が300平方メートル未満のもの 34,000円 イ 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 60,000円 ウ 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 108,000円 エ 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 163,000円
---	--

別表2標準事務以外の事務に係る手数料の表75の部中「係る確認」の次に「の申請に対する審査及び同法第87条の4において準用する同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築設備に係る計画の通知に対する審査」を加え、同部1の項中「12,000円」を「14,000円」に改め、同部2の項中「7,000円」を「10,000円」に改める。

別表2標準事務以外の事務に係る手数料の表76の部中「係る確認」の次に「の申請に対する審査及び同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく工作物に係る計画の通知に対する審査」を加え、同部1の項中「10,000円」を「13,000円」に改め、同部2の項中「6,000円」を「9,000円」に改める。

別表2標準事務以外の事務に係る手数料の表77の部中「第7条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）」を「第7条第1項又は第18条第20項」に改め、同部1の項中「及び3」を「から4まで」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) (2)に掲げる場合以外の場合

ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 22,000

円

イ 床面積の合計が 30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの 25,000 円

ウ 床面積の合計が 100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの 33,000 円

エ 床面積の合計が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの 43,000 円

オ 床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの 62,000 円

カ 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの 84,000 円

キ 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの 192,000 円

ク 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内のもの 301,000 円

ケ 床面積の合計が 50,000 平方メートルを超えるもの 531,000 円

(2) 建築基準法第 7 条の 5 の規定の適用を受ける場合（2 以上の建築物がある場合においては、全ての建築物が同項の規定の適用を受ける場合に限る。）であって、床面積の合計が 200 平方メートル以内のものであるとき。

ア 床面積の合計が 30 平方メートル以内のもの 16,000 円

イ 床面積の合計が 30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの 20,000 円

ウ 床面積の合計が 100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの 26,000 円

別表 2 標準事務以外の事務に係る手数料の表 77 の部 1 の項第 3 号から第 9 号までを削り、同部 2 の項中「建築基準法第 87 条の 4 において準用する同法第 7 条第 1 項又は同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8

7 条第 1 項において準用する場合を含む。) の規定に基づく建築設備の設置に係る完了検査及び同法第 8 8 条第 1 項又は第 2 項において準用する同法第 7 条第 1 項又は同法第 7 条の 2 第 1 項 (同法第 8 7 条第 1 項において準用する場合を含む。) の規定による工作物の築造に係る完了検査を受ける」を「3 及び 4 に掲げる」に改め、同部 3 の項を次のように改める。

3 要確認特定建築行為又は要通知特定建築行為 (以下「要確認特定建築行為等」という。) (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 1 1 条第 1 項又は同法第 1 2 条第 2 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けたものに限る。) に該当する場合 (4 に掲げる場合を除く。)	この項の 1 又は 2 に掲げる額に、次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額を加算した額 (1) 住宅部分 ア 一戸建ての住宅の場合 (ア) 床面積の合計が 2 0 0 平方メートル未満のもの 1 1 , 0 0 0 円 (イ) 床面積の合計が 2 0 0 平方メートル以上のもの 1 3 , 0 0 0 円 イ ア以外の住宅の場合 (ア) 住宅部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの 1 8 , 0 0 0 円 (イ) 住宅部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上 2 , 0 0 0 平方メートル未満のもの 4 6 , 0 0 0 円 (ウ) 住宅部分の床面積の合計が 2 , 0 0 0 平方メートル以上 5 , 0 0 0 平方メートル未満のもの 8 1 , 0 0 0 円 (エ) 住宅部分の床面積の合計が 5 , 0 0 0 平方メートル以上のもの 1 2 6 , 0 0 0 円 (2) 非住宅部分 ア 工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するもの (以下この項及
--	--

び 85 の 8 の 項 から 85 の 10 の 項
までにおいて「工場等」という。)

の用途に供する部分の場合

(ア) 工場等の用途に供する部分の床
面積の合計が 300 平方メートル
未満のもの 10,000 円

(イ) 工場等の用途に供する部分の床
面積の合計が 300 平方メートル
以上 1,000 平方メートル未満
のもの 17,000 円

(ウ) 工場等の用途に供する部分の床
面積の合計が 1,000 平方メー
トル以上 2,000 平方メートル
未満のもの 28,000 円

(エ) 工場等の用途に供する部分の床
面積の合計が 2,000 平方メー
トル以上 5,000 平方メートル
未満のもの 84,000 円

(オ) 工場等の用途に供する部分の床
面積の合計が 5,000 平方メー
トル以上 10,000 平方メー
トル未満のもの 133,000 円

(カ) 工場等の用途に供する部分の床
面積の合計が 10,000 平方メ
ートル以上 25,000 平方メー
トル未満のもの 168,000
円

(キ) 工場等の用途に供する部分の床
面積の合計が 25,000 平方メ
ートル以上のもの 210,00
0 円

イ ア以外の部分の場合

(ア) 非住宅部分（工場等の用途に供
する部分以外の部分をいう。以下
この号において同じ。）の床面積
の合計が 300 平方メートル未満
のもの 18,000 円

(イ) 非住宅部分の床面積の合計が 3
00 平方メートル以上 1,000

	平方メートル未満のもの 34,000円 (ウ) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 53,000円 (エ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 118,000円 (オ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 175,000円 (カ) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 218,000円 (キ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 269,000円
--	--

別表2標準事務以外の事務に係る手数料の表77の部に次のように加える。

4 確認審査等に関する指針（平成19年国土交通省告示第835号）第3第4項第3号に規定する追加説明書の提出による審査（以下「追加説明書に対する審査」という。）を伴う場合	この項の1、2又は3に掲げる額に、74の項の1、2又は3の右欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の額を加算した額
--	--

別表2標準事務以外の事務に係る手数料の表78の部中「（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）」を「又は同法第18条第20項」に、

「

	一の建築設備につき 17,000円	を
--	-------------------	---

」

1	2 に掲げる場合以外の場合	一の建築設備につき 2 1 , 0 0 0 円	に
2	追加説明書に対する審査を伴う場合	この項の 1 に掲げる額に、7 5 の項の 2 に掲げる額を加算した額	

改める。

別表 2 標準事務以外の事務に係る手数料の表 7 9 の部中「（同法第 8 7 条第 1 項において準用する場合を含む。）」を「又は同法第 1 8 条第 2 0 項」に、

	一の工作物につき 1 1 , 0 0 0 円	を
--	------------------------	---

1	2 に掲げる場合以外の場合	一の工作物につき 1 5 , 0 0 0 円	に
2	追加説明書に対する審査を伴う場合	この項の 1 に掲げる額に、7 6 の項の 2 に掲げる額を加算した額	

改める。

別表 2 標準事務以外の事務に係る手数料の表 8 0 の部 1 の項中「2 に」を「2 又は 3 に」に改め、同項第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

(1) (2) に掲げる場合以外の場合

ア 床面積の合計が 3 0 平方メートル以内のもの 2 0 , 0 0 0 円

イ 床面積の合計が 3 0 平方メートルを超え 1 0 0 平方メートル以内のもの 2 2 , 0 0 0 円

ウ 床面積の合計が 1 0 0 平方メートルを超え 2 0 0 平方メートル以内のもの 3 1 , 0 0 0 円

エ 床面積の合計が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの 41,000 円

オ 床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの 60,000 円

カ 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの 77,000 円

キ 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの 176,000 円

ク 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内のもの 282,000 円

ケ 床面積の合計が 50,000 平方メートルを超えるもの 513,000 円

(2) 建築基準法第 7 条の 5 の規定の適用を受ける場合（2 以上の建築物がある場合においては、全ての建築物が同項の規定の適用を受ける場合に限る。）であって、床面積の合計が 200 平方メートル以内のものであるとき。

ア 床面積の合計が 30 平方メートル以内のもの 15,000 円

イ 床面積の合計が 30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの 18,000 円

ウ 床面積の合計が 100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの 25,000 円

別表 2 標準事務以外の事務に係る手数料の表 80 の部 1 の項第 3 号から第 9 号までを削り、同部 2 の項中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為等」に改め、「場合」の次に「（3 に掲げる場合を除く。）」を加え、同部に次のように加える。

3 追加説明書に対する審査を伴う場合	この項の 1 又は 2 に掲げる額に、74 の項の 1、2 又は 3 の右欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の額を加算した額
--------------------	---

別表 2 標準事務以外の事務に係る手数料の表 81 の部中

	16,000円	を
--	---------	---

1 2に掲げる場合以外の場合	20,000円	
2 追加説明書に対する審査を伴う場合	この項の1に掲げる額に、75の項の2に掲げる額を加算した額	に

改める。

別表2標準事務以外の事務に係る手数料の表82の部中「（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）」を「又は同法第18条第29項」に改め、同部第1号及び第2号を次のように改める。

(1) (2)に掲げる場合以外の場合

ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 18,000円

イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 22,000円

ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 31,000円

エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 42,000円

オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 57,000円

カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 74,000円

キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 166,000円

ク 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 257,000円

ケ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 4

73,000円

(2) 建築基準法第7条の5の規定の適用を受ける場合（2以上の建築物がある場合においては、全ての建築物が同項の規定の適用を受ける場合に限る。）であって、床面積の合計が200平方メートル以内のものであるとき。

ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 15,000円

イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 18,000円

ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 24,000円

別表2標準事務以外の事務に係る手数料の表83の部中「（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）」を「又は同法第18条第29項」に、「16,000円」を「20,000円」に改める。

別表2標準事務以外の事務に係る手数料の表84の部中「（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）」を「又は同法第18条第29項」に、「11,000円」を「16,000円」に改める。

別表2標準事務以外の事務に係る手数料の表85の部中「及び認定」を「、認定及び指定」に改め、同部1の項中「第2号」の次に「又は第18条第38項第1号及び第2号」を加え、同部中54の項を55の項とし、2の項から53の項までを1項ずつ繰り下げ、1の項の次に次のように加える。

2 建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定又は位置の指定を受けた道路の変更若しくは廃止	(1) 道路の位置の指定又は位置の指定を受けた道路の変更 50,000円 (2) 位置の指定を受けた道路の廃止 25,000円
--	--

別表2標準事務以外の事務に係る手数料の表85の2の部1の項第1号ア及びイを次のように改める。

ア 一戸建ての住宅

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 69,0

0 0 円

(イ) 床面積の合計が 2 0 0 平方メートル以上のもの 8 0 , 0
0 0 円

イ 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅（以下この項、8 5 の 3 の項、8 5 の 8 の項及び 8 5 の 9 の項において「共同住宅等」という。）

(ア) 住戸の数が 1 のもの 7 8 7 , 0 0 0 円（床面積の合計が 1 , 5 0 0 平方メートル以内のものであって、鉄骨造又は木造のものにあつては、1 6 2 , 0 0 0 円）

(イ) 住戸の数が 2 以上 5 以下のもの 8 1 2 , 0 0 0 円（床面積の合計が 1 , 5 0 0 平方メートル以内のものであって、鉄骨造又は木造のものにあつては、1 9 0 , 0 0 0 円）

(ウ) 住戸の数が 6 以上 1 0 以下のもの 8 4 4 , 0 0 0 円（床面積の合計が 1 , 5 0 0 平方メートル以内のものであって、鉄骨造又は木造のものにあつては、2 3 9 , 0 0 0 円）

(エ) 住戸の数が 1 1 以上 3 0 以下のもの 9 2 1 , 0 0 0 円（床面積の合計が 1 , 5 0 0 平方メートル以内のものであって、鉄骨造又は木造のものにあつては、3 5 5 , 0 0 0 円）

(オ) 住戸の数が 3 1 以上 5 0 以下のもの 1 , 1 2 7 , 0 0 0 円

(カ) 住戸の数が 5 1 以上 1 0 0 以下のもの 1 , 8 7 0 , 0 0 0 円

(キ) 住戸の数が 1 0 1 以上 2 0 0 以下のもの 2 , 8 6 1 , 0 0 0 円

(ク) 住戸の数が 2 0 1 以上 3 0 0 以下のもの 3 , 7 6 2 , 0 0 0 円

(ケ) 住戸の数が 3 0 1 以上のもの 4 , 6 3 8 , 0 0 0 円

別表 2 標準事務以外の事務に係る手数料の表 8 5 の 2 の部 1 の項第 1 号ウからケまでを削り、同項第 2 号ア中「1 2 , 0 0 0 円」を「1 4 , 0 0 0 円」に改め、同号イ中「2 2 , 0 0 0 円」を「2 5 , 0 0

0円」に改め、同号ウ中「36, 000円」を「41, 000円」に改め、同号エ中「61, 000円」を「69, 000円」に改め、同号オ中「97, 000円」を「109, 000円」に改め、同号カ中「150, 000円」を「165, 000円」に改め、同号キ中「250, 000円」を「276, 000円」に改め、同号ク中「320, 000円」を「352, 000円」に改め、同号ケ中「360, 000円」を「403, 000円」に改め、同部2の項中「74の項の1又は2」を「74の項の1、2又は3」に改め、同部3の項第1号ア及びイを次のように改める。

ア 一戸建ての住宅 170, 000円

イ 共同住宅等

(ア) 住戸の数が1のもの 454, 000円

(イ) 住戸の数が2以上5以下のもの 550, 000円

(ウ) 住戸の数が6以上10以下のもの 674, 000円

(エ) 住戸の数が11以上30以下のもの 1, 110, 000円

(オ) 住戸の数が31以上50以下のもの 1, 569, 000円

(カ) 住戸の数が51以上100以下のもの 2, 643, 000円

(キ) 住戸の数が101以上200以下のもの 4, 801, 000円

(ク) 住戸の数が201以上300以下のもの 6, 894, 000円

(ケ) 住戸の数が301以上のもの 8, 954, 000円

別表2標準事務以外の事務に係る手数料の表85の2の部3の項第1号ウからケまでを削り、同項第2号ア中「18, 000円」を「21, 000円」に改め、同号イ中「33, 000円」を「38, 000円」に改め、同号ウ中「55, 000円」を「63, 000円」に改め、同号エ中「91, 000円」を「104, 000円」に改め、

同号オ中「１５０，０００円」を「１６６，０００円」に改め、同号カ中「２２０，０００円」を「２５０，０００円」に改め、同号キ中「３８０，０００円」を「４２９，０００円」に改め、同号ク中「４８０，０００円」を「５４１，０００円」に改め、同号ケ中「５５０，０００円」を「６２１，０００円」に改め、同部４の項中「７４の項の１又は２」を「７４の項の１、２又は３」に改める。

別表２標準事務以外の事務に係る手数料の表８５の３の部１の項第１号ア及びイを次のように改める。

ア 一戸建ての住宅

(ア) 床面積の合計が２００平方メートル未満のもの ３７，０００円

(イ) 床面積の合計が２００平方メートル以上のもの ４３，０００円

イ 共同住宅等

(ア) 住戸の数が１のもの ３９７，０００円（床面積の合計が１，５００平方メートル以内のものであって、鉄骨造又は木造のものにあつては、８４，０００円）

(イ) 住戸の数が２以上５以下のもの ４１２，０００円（床面積の合計が１，５００平方メートル以内のものであって、鉄骨造又は木造のものにあつては、１０１，０００円）

(ウ) 住戸の数が６以上１０以下のもの ４３４，０００円（床面積の合計が１，５００平方メートル以内のものであって、鉄骨造又は木造のものにあつては、１３１，０００円）

(エ) 住戸の数が１１以上３０以下のもの ４７７，０００円（床面積の合計が１，５００平方メートル以内のものであって、鉄骨造又は木造のものにあつては、１９４，０００円）

(オ) 住戸の数が３１以上５０以下のもの ５９４，０００円

(カ) 住戸の数が５１以上１００以下のもの ９９０，０００円

(キ) 住戸の数が１０１以上２００以下のもの １，５２２，０００円

(ク) 住戸の数が 201 以上 300 以下のもの 1, 993, 000 円

(ケ) 住戸の数が 301 以上のもの 2, 440, 000 円

別表 2 標準事務以外の事務に係る手数料の表 85 の 3 の部 1 の項第 1 号ウからケまでを削り、同項第 2 号ア中「9, 000 円」を「10, 000 円」に改め、同号イ中「17, 000 円」を「19, 000 円」に改め、同号ウ中「29, 000 円」を「32, 000 円」に改め、同号エ中「46, 000 円」を「51, 000 円」に改め、同号オ中「77, 000 円」を「85, 000 円」に改め、同号カ中「120, 000 円」を「137, 000 円」に改め、同号キ中「210, 000 円」を「229, 000 円」に改め、同号ク中「260, 000 円」を「288, 000 円」に改め、同号ケ中「290, 000 円」を「323, 000 円」に改め、同部 2 の項中「74 の項の 1 又は 2」を「74 の項の 1、2 又は 3」に改め、同部 3 の項第 1 号ア及びイを次のように改める。

ア 一戸建ての住宅 90, 000 円

イ 共同住宅等

(ア) 住戸の数が 1 のもの 232, 000 円

(イ) 住戸の数が 2 以上 5 以下のもの 285, 000 円

(ウ) 住戸の数が 6 以上 10 以下のもの 354, 000 円

(エ) 住戸の数が 11 以上 30 以下のもの 581, 000 円

(オ) 住戸の数が 31 以上 50 以下のもの 835, 000 円

(カ) 住戸の数が 51 以上 100 以下のもの 1, 406, 000 円

(キ) 住戸の数が 101 以上 200 以下のもの 2, 534, 000 円

(ク) 住戸の数が 201 以上 300 以下のもの 3, 613, 000 円

(ケ) 住戸の数が 301 以上のもの 4, 651, 000 円

別表 2 標準事務以外の事務に係る手数料の表 85 の 3 の部 3 の項第

1号ウからケまでを削り、同項第2号ア中「14,000円」を「16,000円」に改め、同号イ中「26,000円」を「29,000円」に改め、同号ウ中「43,000円」を「48,000円」に改め、同号エ中「69,000円」を「78,000円」に改め、同号オ中「120,000円」を「134,000円」に改め、同号カ中「190,000円」を「210,000円」に改め、同号キ中「310,000円」を「348,000円」に改め、同号ク中「390,000円」を「437,000円」に改め、同号ケ中「430,000円」を「487,000円」に改め、同部4の項中「74の項の1又は2」を「74の項の1、2又は3」に改める。

別表2標準事務以外の事務に係る手数料の表85の6の部1の項第1号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

(1) 一戸建ての住宅、共同住宅又は住宅部分を含む複合建築物の認定のとき。

別表2標準事務以外の事務に係る手数料の表85の6の部1の項第1号ア中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項」に改め、「及び85の15の項」を削り、「「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」を「「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」に改め、同号ア(ア)中「34,000円」を「50,000円」に改め、同号ア(イ)中「69,000円」を「99,000円」に改め、同号ア(ウ)中「98,000円」を「142,000円」に改め、同号ア(エ)中「137,000円」を「204,000円」に改め、同号ア(オ)中「197,000円」を「300,000円」に改め、同号ア(カ)中「282,000円」を「449,000円」に改め、同号ア(キ)中「383,000円」を「631,000円」に改め、同号ア(ク)中「502,000円」を「819,000円」に改め、同号ア(ケ)中「589,000円」を「941,000円」に改め、同号イ(ア)中「5,000円」を「6,000円」に改め、同号イ(イ)中「9,000円」を「11,000円」に改め、同

号イ(ウ) 中「１６，０００円」を「１９，０００円」に改め、同号イ(エ) 中「２７，０００円」を「３１，０００円」に改め、同号イ(オ) 中「４５，０００円」を「５１，０００円」に改め、同号イ(カ) 中「８１，０００円」を「９０，０００円」に改め、同号イ(キ) 中「１２８，０００円」を「１４２，０００円」に改め、同号イ(ク) 中「１６２，０００円」を「１７９，０００円」に改め、同号イ(ケ) 中「１７３，０００円」を「１９１，０００円」に改め、同項第２号中「共同住宅の住棟全体の認定又は住戸部分の認定を含む住棟全体の認定のとき（共用部分を合計しない評価方法である場合を除く。）」を「(1)の住宅部分に共用部分があるとき」に改め、同号ア(ア) 中「１０９，０００円」を「１４９，０００円」に改め、同号ア(イ) 中「１８０，０００円」を「２５８，０００円」に改め、同号ア(ウ) 中「２８１，０００円」を「４４８，０００円」に改め、同号ア(エ) 中「３６１，０００円」を「６０３，０００円」に改め、同号ア(オ) 中「４３１，０００円」を「７３１，０００円」に改め、同号ア(カ) 中「５０２，０００円」を「８６８，０００円」に改め、同号イ(ア) 中「９，０００円」を「１１，０００円」に改め、同号イ(イ) 中「２７，０００円」を「３１，０００円」に改め、同号イ(ウ) 中「８１，０００円」を「９０，０００円」に改め、同号イ(エ) 中「１２８，０００円」を「１４２，０００円」に改め、同号イ(オ) 中「１６２，０００円」を「１７９，０００円」に改め、同号イ(カ) 中「２０３，０００円」を「２２４，０００円」に改め、同項第３号ア(ア) 中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」の次に「（平成２８年経済産業省・国土交通省令第１号）」を加え、「、８５の１３の項及び８５の１５の項」を「及び８５の１３の項」に、「８７，０００円」を「１１６，０００円」に、「１１０，０００円」を「１５３，０００円」に、「１５０，０００円」を「２０７，０００円」に、「２４０，０００円」を「３７９，０００円」に、「３１０，０００円」を「５２２，０００円」に、「３７０，０００円」を「６３６，０００円」に、「４３０，０００円」を「７６１，０００円」に改め、同号ア(イ) 中「２

30,000円」を「284,000円」に、「280,000円」を「361,000円」に、「370,000円」を「473,000円」に、「520,000円」を「725,000円」に、「640,000円」を「927,000円」に、「760,000円」を「1,107,000円」に、「870,000円」を「1,284,000円」に改め、同号イ(ア)中「9,300円」を「11,000円」に改め、同号イ(イ)中「16,000円」を「18,000円」に改め、同号イ(ウ)中「27,000円」を「29,000円」に改め、同号イ(エ)中「80,000円」を「85,000円」に改め、同号イ(オ)中「130,000円」を「134,000円」に改め、同号イ(カ)中「160,000円」を「169,000円」に改め、同号イ(キ)中「200,000円」を「211,000円」に改め、同項第4号中「又は住戸部分の認定を含む建築物全体の認定」を削り、同部2の項第1号中「の認定若しくは共同住宅若しくは住宅部分を含む複合建築物における住戸部分のみの認定のとき、又は共同住宅の住棟全体の認定若しくは住宅部分の認定を含む住棟全体の認定のとき（共用部分を合計しない評価方法である場合に限る。）」を「、共同住宅又は住宅部分を含む複合建築物のとき」に改め、同項第2号中「共同住宅の住棟全体の認定又は住戸部分の認定を含む住棟全体の認定のとき（共用部分を合計しない評価方法である場合を除く。）」を「(1)の住宅部分に共用部分があるとき」に改め、同項第4号中「又は住戸部分の認定を含む建築物全体の認定」を削る。

別表2標準事務以外の事務に係る手数料の表85の7の部1の項第1号中「の認定若しくは共同住宅若しくは住宅部分を含む複合建築物における住戸部分のみの認定のとき、又は共同住宅の住棟全体の認定若しくは住宅部分の認定を含む住棟全体の認定のとき（共用部分を合計しない評価方法である場合に限る。）」を「、共同住宅又は住宅部分を含む複合建築物の認定のとき」に改め、同号ア(ア)中「19,000円」を「30,000円」に改め、同号ア(イ)中「39,000円」を「60,000円」に改め、同号ア(ウ)中「56,000円」

を「９０，０００円」に改め、同号ア(エ)中「８１，０００円」を「１３４，０００円」に改め、同号ア(オ)中「１２０，０００円」を「２０４，０００円」に改め、同号ア(カ)中「１８０，０００円」を「３２１，０００円」に改め、同号ア(キ)中「２５３，０００円」を「４６９，０００円」に改め、同号ア(ク)中「３２９，０００円」を「６０３，０００円」に改め、同号ア(ケ)中「３７８，０００円」を「６７７，０００円」に改め、同号イ(イ)中「９，０００円」を「１０，０００円」に改め、同号イ(ウ)中「１６，０００円」を「１８，０００円」に改め、同号イ(エ)中「２７，０００円」を「３０，０００円」に改め、同号イ(オ)中「４５，０００円」を「５０，０００円」に改め、同号イ(カ)中「８１，０００円」を「８９，０００円」に改め、同号イ(キ)中「１２８，０００円」を「１４１，０００円」に改め、同号イ(ク)中「１６２，０００円」を「１７８，０００円」に改め、同号イ(ケ)中「１７３，０００円」を「１９０，０００円」に改め、同項第２号中「共同住宅の住棟全体の認定又は住戸部分の認定を含む住棟全体の認定のとき（共用部分を合計しない評価方法である場合を除く。）」を「(1)の住宅部分に共用部分があるとき」に改め、同号ア(ア)中「５９，０００円」を「８５，０００円」に改め、同号ア(イ)中「１０３，０００円」を「１６１，０００円」に改め、同号ア(ウ)中「１８０，０００円」を「３２１，０００円」に改め、同号ア(エ)中「２４３，０００円」を「４５６，０００円」に改め、同号ア(オ)中「２９５，０００円」を「５６０，０００円」に改め、同号ア(カ)中「３５０，０００円」を「６７７，０００円」に改め、同号イ(ア)中「９，０００円」を「１０，０００円」に改め、同号イ(イ)中「２７，０００円」を「３０，０００円」に改め、同号イ(ウ)中「８１，０００円」を「８９，０００円」に改め、同号イ(エ)中「１２８，０００円」を「１４１，０００円」に改め、同号イ(オ)中「１６２，０００円」を「１７８，０００円」に改め、同号イ(カ)中「２０３，０００円」を「２２３，０００円」に改め、同項第３号ア(ア)中「４８，０００円」を「６９，０００円」に、「６３，０００円」を

「96,000円」に、「86,000円」を「135,000円」に、「160,000円」を「285,000円」に、「220,000円」を「412,000円」に、「260,000円」を「510,000円」に、「320,000円」を「620,000円」に改め、同号ア(イ)中「120,000円」を「153,000円」に、「150,000円」を「200,000円」に、「200,000円」を「268,000円」に、「300,000円」を「458,000円」に、「390,000円」を「615,000円」に、「460,000円」を「745,000円」に、「530,000円」を「882,000円」に改め、同号イ(ア)中「9,300円」を「10,000円」に改め、同号イ(イ)中「16,000円」を「17,000円」に改め、同号イ(ウ)中「27,000円」を「28,000円」に改め、同号イ(エ)中「80,000円」を「84,000円」に改め、同号イ(オ)中「130,000円」を「133,000円」に改め、同号イ(カ)中「160,000円」を「168,000円」に改め、同号イ(キ)中「200,000円」を「210,000円」に改め、同項第4号中「又は住戸部分の認定を含む建築物全体の認定」を削り、同部2の項第1号中「の認定若しくは共同住宅若しくは住宅部分を含む複合建築物における住戸部分のみの認定のとき、又は共同住宅の住棟全体の認定若しくは住宅部分の認定を含む住棟全体の認定のとき（共用部分を合計しない評価方法である場合に限る。）」を「、共同住宅又は住宅部分を含む複合建築物の認定のとき」に改め、同項第2号中「共同住宅の住棟全体の認定又は住戸部分の認定を含む住棟全体の認定のとき（共用部分を合計しない評価方法である場合を除く。）」を「(1)の住宅部分に共用部分があるとき」に改め、同項第4号中「又は住戸部分の認定を含む建築物全体の認定」を削る。

別表2標準事務以外の事務に係る手数料の表85の8の部中「第12条第1項又は第13条第2項」を「第11条第1項又は第12条第2項」に改め、同部1の項中「工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場又は火葬

場若しくはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設（以下この項から８５の１０の項までにおいて「工場等」という。）」を「工場等」に、「３に」を「４に」に改め、同項第１号カ中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為等」に、「２２０，０００円」を「２６５，０００円」に改め、同号カを同号キとし、同号オ中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為等」に、「１８０，０００円」を「２１４，０００円」に改め、同号オを同号カとし、同号エ中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為等」に、「１４０，０００円」を「１７２，０００円」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為等」に、「９５，０００円」を「１１５，０００円」に改め、同号ウを同号エとし、同号イ中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為等」に、「３７，０００円」を「４６，０００円」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為等」に、「２６，０００円」を「３３，０００円」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 要確認特定建築行為等に係る非住宅部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの ２３，０００円

別表２標準事務以外の事務に係る手数料の表８５の８の部１の項第２号カ中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為等」に、「２３０，０００円」を「２７６，０００円」に改め、同号カを同号キとし、同号オ中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為等」に、「１９０，０００円」を「２２３，０００円」に改め、同号オを同号カとし、同号エ中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為等」に、「１５０，０００円」を「１８１，０００円」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為等」に、「１００，０００円」を「１２３，０００円」に改め、同号ウを同号エとし、同号イ中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為等」に、「４３，０００円」を「５２，０００円」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為等」に、「３１，００

０円」を「３８，０００円」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 要確認特定建築行為等に係る非住宅部分の床面積の合計が３
００平方メートル未満のもの ２８，０００円

別表２標準事務以外の事務に係る手数料の表８５の８の部２の項中「３に」を「３及び４に」に改め、同項第１号カ中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為等」に、「４３０，０００円」を「５２１，０００円」に改め、同号カを同号キとし、同号オ中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為等」に、「３７０，０００円」を「４４４，０００円」に改め、同号オを同号カとし、同号エ中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為等」に、「３１０，０００円」を「３７０，０００円」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為等」に、「２４０，０００円」を「２８３，０００円」に改め、同号ウを同号エとし、同号イ中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為等」に、「１５０，０００円」を「１７５，０００円」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為等」に、「１１０，０００円」を「１３３，０００円」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 要確認特定建築行為等に係る非住宅部分の床面積の合計が３
００平方メートル未満のもの １０５，０００円

別表２標準事務以外の事務に係る手数料の表８５の８の部２の項第２号カ中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為等」に、「８７０，０００円」を「１，０４４，０００円」に改め、同号カを同号キとし、同号オ中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為等」に、「７６０，０００円」を「９１５，０００円」に改め、同号オを同号カとし、同号エ中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為等」に、「６４０，０００円」を「７７５，０００円」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為等」に、「５２０，０００円」を「６２９，０００円」に改め、同号ウを同号エと

し、同号イ中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為等」に、「３７０，０００円」を「４４１，０００円」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為等」に、「２８０，０００円」を「３４２，０００円」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 要確認特定建築行為等に係る非住宅部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの ２７３，０００円

別表２標準事務以外の事務に係る手数料の表８５の８の部３の項中「第３４条第１項」を「第２９条第１項」に、「第３５条第１項」を「第３０条第１項」に、

「

８５の１１の項の１の(３)イに掲げる額

を」

「

(１) 要確認特定建築行為等に係る非住宅の用途に供する場合 ア 非住宅部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの １２，０００円 イ 非住宅部分の床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの ２１，０００円 ウ 非住宅部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの ３３，０００円 エ 非住宅部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの ９７，０００円 オ 非住宅部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの １５３，０００円 カ 非住宅部分の床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のもの １９３， ０００円 キ 非住宅部分の床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のもの ２４１，０００円 (２) 要確認特定建築行為等に係る住宅又は共同住宅等の用途に供する場合

に」

- | | | |
|---|--|----------|
| ア | 一戸建ての住宅のもの | 7, 000円 |
| イ | 共同住宅等における住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの | 12, 000円 |
| ウ | 共同住宅等における住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの | 25, 000円 |
| エ | 共同住宅等における住宅部分の床面積の合計が2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの | 55, 000円 |
| オ | 共同住宅等における住宅部分の床面積の合計が5, 000平方メートル以上のもの | 97, 000円 |

」

改め、同項を同部4の項とし、同部2の項の次に次のように加える。

- | | | |
|---|------------------------------|---|
| 3 | 住宅の用途に供する建築物の場合（4に掲げる場合を除く。） | <p>(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(2)に規定する基準による評価方法若しくは同号イ(2)及び同号ロ(1)に規定する基準による評価方法又は同号イただし書及び同号ロに規定する基準による評価方法（以下この項から85の10の項までにおいて「仕様計算併用法等」という。）によるもの</p> <p>ア 一戸建ての住宅のもの
33, 000円</p> <p>イ 共同住宅等における住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
62, 000円</p> <p>ウ 共同住宅等における住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの
103, 000円</p> <p>エ 共同住宅等における住宅部分の床面積の合計が2,</p> |
|---|------------------------------|---|

	0 0 0 平方メートル以上 5 , 0 0 0 平方メートル未満 のもの 1 7 9 , 0 0 0 円 オ 共同住宅等における住宅 部分の床面積の合計が 5 , 0 0 0 平方メートル以上の もの 2 6 2 , 0 0 0 円 (2) 建築物のエネルギー消費性 能の向上等に関する法律施行 規則第 2 条第 1 項イ又はロに に規定する基準（以下「仕様 基準等」という。）による評 価方法によるもの 7 4 の項 の 3 に掲げる額 (3) 仕様計算併用法等及び仕様 基準等による評価方法以外の 評価方法によるもの ア 一戸建ての住宅のもの 4 4 , 0 0 0 円 イ 共同住宅等における住宅 部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの 8 3 , 0 0 0 円 ウ 共同住宅等における住宅 部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上 2 , 0 0 0 平方メートル未満のも の 1 3 9 , 0 0 0 円 エ 共同住宅等における住宅 部分の床面積の合計が 2 , 0 0 0 平方メートル以上 5 , 0 0 0 平方メートル未満 のもの 2 3 5 , 0 0 0 円 オ 共同住宅等における住宅 部分の床面積の合計が 5 , 0 0 0 平方メートル以上の もの 3 3 7 , 0 0 0 円
--	--

別表 2 標準事務以外の事務に係る手数料の表 8 5 の 8 の部に次のように加える。

5	一の建築物につき、1から3までに掲げる用途に供する部分を含む複合建築物の場合	この項の1から3までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該1から3までに定める額を合算した額
---	--	---

別表2標準事務以外の事務に係る手数料の表85の9の部中「第12条第2項又は第13条第3項」を「第11条第2項又は第12条第3項」に改め、同部1の項中「3に」を「4に」に改め、同項第1号カ中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為等」に、「210,000円」を「252,000円」に改め、同号カを同号キとし、同号オ中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為等」に、「170,000円」を「202,000円」に改め、同号オを同号カとし、同号エ中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為等」に、「130,000円」を「162,000円」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為等」に、「87,000円」を「105,000円」に改め、同号ウを同号エとし、同号イ中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為等」に、「32,000円」を「38,000円」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為等」に、「21,000円」を「26,000円」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 要確認特定建築行為等に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 17,000円

別表2標準事務以外の事務に係る手数料の表85の9の部1の項第2号カ中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為等」に、「210,000円」を「258,000円」に改め、同号カを同号キとし、同号オ中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為等」に、「170,000円」を「207,000円」に改め、同号オを同号カとし、同号エ中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為等」に、「140,000円」を「166,000円」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為等」に、「91,000円」を「109,000円」に改め、同号ウを同号エとし、同

号イ中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為等」に、「３５，０００円」を「４２，０００円」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為等」に、「２４，０００円」を「２８，０００円」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 要確認特定建築行為等に係る非住宅部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの １９，０００円

別表２標準事務以外の事務に係る手数料の表８５の９の部２の項中「３に」を「３及び４に」に改め、同項第１号カ中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為等」に、「３２０，０００円」を「３８０，０００円」に改め、同号カを同号キとし、同号オ中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為等」に、「２６０，０００円」を「３１８，０００円」に改め、同号オを同号カとし、同号エ中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為等」に、「２２０，０００円」を「２６０，０００円」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為等」に、「１６０，０００円」を「１８９，０００円」に改め、同号ウを同号エとし、同号イ中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為等」に、「８６，０００円」を「１０３，０００円」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為等」に、「６３，０００円」を「７６，０００円」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 要確認特定建築行為等に係る非住宅部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの ５８，０００円

別表２標準事務以外の事務に係る手数料の表８５の９の部２の項第２号カ中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為等」に、「５３０，０００円」を「６４２，０００円」に改め、同号カを同号キとし、同号オ中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為等」に、「４６０，０００円」を「５５３，０００円」に改め、同号オを同号カとし、同号エ中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為等」に、「３９０，０００円」を「４６３，０００円」に改め、同号エを同号オとし、

同号ウ中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為等」に、「３００，０００円」を「３６２，０００円」に改め、同号ウを同号エとし、同号イ中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為等」に、「２００，０００円」を「２３６，０００円」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為等」に、「１５０，０００円」を「１８０，０００円」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 要確認特定建築行為等に係る非住宅部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの １４２，０００円

別表２標準事務以外の事務に係る手数料の表８５の９の部３の項中「第３４条第１項」を「第２９条第１項」に、「第３５条第１項」を「第３０条第１項」に、

「

８５の１１の項の１の(３)イに掲げる額

を

」

「

(１) 要確認特定建築行為等に係る非住宅の用途に供する場合

ア 非住宅部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの １１，０００円

イ 非住宅部分の床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの ２０，０００円

ウ 非住宅部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの ３２，０００円

エ 非住宅部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの ９６，０００円

オ 非住宅部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの １５２，０００円

カ 非住宅部分の床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のもの １９２，０００円

キ 非住宅部分の床面積の合計が２５，０００平方メートル

に

ル以上のもの	240,000円
(2) 要確認特定建築行為等に係る住宅又は共同住宅等の用途に供する場合	
ア 一戸建ての住宅のもの	6,000円
イ 共同住宅等における住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,000円
ウ 共同住宅等における住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	24,000円
エ 共同住宅等における住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	54,000円
オ 共同住宅等における住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	96,000円

」

改め、同項を同部4の項とし、同部2の項の次に次のように加える。

3 住宅の用途に供する建築物の場合（4に掲げる場合を除く。）	(1) 仕様計算併用法等によるもの ア 一戸建ての住宅のもの 19,000円 イ 共同住宅等における住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 36,000円 ウ 共同住宅等における住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 63,000円 エ 共同住宅等における住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 116,000円 オ 共同住宅等における住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 178,000円
--------------------------------	--

	(2) 仕様基準等による評価方法によるもの 74の項の3に掲げる額 (3) 仕様計算併用法等及び仕様基準等による評価方法以外の評価方法によるもの ア 一戸建ての住宅のもの 24,000円 イ 共同住宅等における住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 47,000円 ウ 共同住宅等における住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 81,000円 エ 共同住宅等における住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 144,000円 オ 共同住宅等における住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 216,000円
--	---

別表2 標準事務以外の事務に係る手数料の表85の9の部に次のように加える。

5 一の建築物につき、1から3までに掲げる用途に供する部分を含む複合建築物の場合	この項の1から3までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該1から3までに定める額を合算した額
--	---

別表2 標準事務以外の事務に係る手数料の表85の10の部中「（平成28年国土交通省令第5号）第11条」を「第13条」に改め、同部2の項中「工場等以外」の次に「（3に掲げる場合を除く。）」を加え、同部に次のように加える。

3 住宅の用途に供する建築物の場合	(1) 仕様計算併用法等によるもの 85の9の項の3の(1)に掲げる額 (2) 仕様基準等による評価方法によるもの 74の項の3に掲げる額 (3) 仕様計算併用法等及び仕様基準等による評価方法以外の評価方法によるもの 85の9の項の3の(3)に掲げる額
4 一の建築物につき、1から3までに掲げる用途に供する部分を含む複合建築物の場合	この項の1から3までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該1から3までに定める額を合算した額

別表2標準事務以外の事務に係る手数料の表85の11の部中「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、同部1の項中「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同項第1号アを次のように改める。

ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1に掲げる断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合している場合に限る。）（以下この項及び85の13の項において「設計住宅性能評価書」という。））、登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が、建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面その他建築物エネルギー消費性能向上計画が同項各号に掲げる基準に適合することを証するものとして市長が定めるもの（以下この項及び85の13の項において「建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証等」という。）がないとき 50,000円

別表2標準事務以外の事務に係る手数料の表85の11の部1の項第1号イ中「とき。」を「とき」に、「4,700円」を「6,00

0円」に改め、同項第2号ア(ア)中「69,000円」を「95,000円」に改め、同号ア(イ)中「110,000円」を「163,000円」に改め、同号ア(ウ)中「200,000円」を「289,000円」に改め、同号ア(エ)中「280,000円」を「433,000円」に改め、同号イ(ア)中「9,300円」を「11,000円」に改め、同号イ(イ)中「20,000円」を「22,000円」に改め、同号イ(ウ)中「45,000円」を「48,000円」に改め、同号イ(エ)中「80,000円」を「85,000円」に改め、同項第3号ア(ア)中「87,000円」を「116,000円」に、「110,000円」を「153,000円」に、「150,000円」を「207,000円」に、「240,000円」を「379,000円」に、「310,000円」を「522,000円」に、「370,000円」を「636,000円」に、「430,000円」を「761,000円」に改め、同号ア(イ)中「230,000円」を「284,000円」に、「280,000円」を「361,000円」に、「370,000円」を「473,000円」に、「520,000円」を「725,000円」に、「640,000円」を「927,000円」に、「760,000円」を「1,107,000円」に、「870,000円」を「1,284,000円」に改め、同号イ(ア)中「9,300円」を「11,000円」に改め、同号イ(イ)中「16,000円」を「18,000円」に改め、同号イ(ウ)中「27,000円」を「29,000円」に改め、同号イ(エ)中「80,000円」を「85,000円」に改め、同号イ(オ)中「130,000円」を「134,000円」に改め、同号イ(カ)中「160,000円」を「169,000円」に改め、同号イ(キ)中「200,000円」を「211,000円」に改め、同部2の項中「第35条第2項」を「第30条第2項」に改める。

別表2標準事務以外の事務に係る手数料の表85の12の部中「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、同部第1号中「第34条第3項」を「第29条第3項」に改める。

別表２標準事務以外の事務に係る手数料の表８５の１３の部中「第３６条第１項」を「第３１条第１項」に、「第３４条第３項」を「第２９条第３項」に改め、同部１の項中「第３６条第２項」を「第３１条第２項」に、「第３５条第２項」を「第３０条第２項」に改め、同項第１号アを次のように改める。

ア 設計住宅性能評価書又は建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証等がないとき ３０，０００円

別表２標準事務以外の事務に係る手数料の表８５の１３の部１の項第１号イ中「とき。」を「とき」に、「４，７００円」を「５，０００円」に改め、同項第２号ア(ア)中「３９，０００円」を「５８，０００円」に改め、同号ア(イ)中「６７，０００円」を「１０５，０００円」に改め、同号ア(ウ)中「１２０，０００円」を「１９８，０００円」に改め、同号ア(エ)中「１８０，０００円」を「３１２，０００円」に改め、同号イを次のように改める。

イ 設計住宅性能評価書又は建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証等があるとき。

(ア) 住棟部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの １０，０００円

(イ) 住棟部分の床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの ２１，０００円

(ウ) 住棟部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの ４７，０００円

(エ) 住棟部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上のもの ８４，０００円

別表２標準事務以外の事務に係る手数料の表８５の１３の部１の項第３号ア(ア)中「４８，０００円」を「６９，０００円」に、「６３，０００円」を「９６，０００円」に、「８６，０００円」を「１３５，０００円」に、「１６０，０００円」を「２８５，０００円」に、「２２０，０００円」を「４１２，０００円」に、「２６０，０００円」を「５１０，０００円」に、「３２０，０００円」を「６２０，

０００円」に改め、同号ア(イ)中「１２０，０００円」を「１５３，０００円」に、「１５０，０００円」を「２００，０００円」に、「２００，０００円」を「２６８，０００円」に、「３００，０００円」を「４５８，０００円」に、「３９０，０００円」を「６１５，０００円」に、「４６０，０００円」を「７４５，０００円」に、「５３０，０００円」を「８８２，０００円」に改め、同号イを次のように改める。

イ 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証等があるとき。

(ア) 非住宅部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの １０，０００円

(イ) 非住宅部分の床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの １７，０００円

(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの ２８，０００円

(エ) 非住宅部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの ８４，０００円

(オ) 非住宅部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの １３３，０００円

(カ) 非住宅部分の床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のもの １６８，０００円

(キ) 非住宅部分の床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のもの ２１０，０００円

別表２標準事務以外の事務に係る手数料の表８５の１３の部２の項中「第３６条第２項」を「第３１条第２項」に、「第３５条第２項」を「第３０条第２項」に改める。

別表２標準事務以外の事務に係る手数料の表８５の１４の部中「第３６条第１項」を「第３１条第１項」に、「第３４条第３項」を「第２９条第３項」に改める。

別表２標準事務以外の事務に係る手数料の表８５の１５の部を削り、

同表 8 7 の部を 8 8 の部とし、8 6 の部の次に次のように加える。

8 7 建築基準法 第 1 2 条第 8 項 の台帳の記載事 項の証明に関す る事務		1 , 0 0 0 円
--	--	-------------

別表 2 標準事務以外の事務に係る手数料の表備考 2 に次のように加える。

- (5) 追加説明書に対する審査を伴う場合 追加説明書に対する審査を伴う部分の床面積の 2 分の 1（床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）

別表 2 標準事務以外の事務に係る手数料の表備考 4 中「、8 5 の 1 3 の項の 1 の (2) 及び 8 5 の 1 5 の項の (2) 」を「及び 8 5 の 1 3 の項の 1 の (2) 」に改め、「評価方法」の次に「（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 4 条第 3 項第 2 号に規定する基準による評価方法をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 2 標準事務以外の事務に係る手数料の表 7 2 の部の次に次のように加える改正規定は、同年 5 月 1 日から施行する。

議案第 5 1 号

富山市賃貸住宅及び賃貸店舗の設置・管理に関する条例の一部
を改正する条例制定の件

富山市賃貸住宅及び賃貸店舗の設置・管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市賃貸住宅及び賃貸店舗の設置・管理に関する条例の一部
を改正する条例

富山市賃貸住宅及び賃貸店舗の設置・管理に関する条例（平成 1 7
年富山市条例第 2 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表中

「

富山市奥田賃貸住宅	富山市奥田寿町 1 8 番
富山市奥田賃貸店舗	

を削る。

」

第 6 条第 2 号中「第 3 条第 3 項若しくは第 4 項」を「第 3 条第 4 項
若しくは第 5 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 2
号の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 5 2 号

富山市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

富山市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例

富山市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例（平成 2 5 年富山市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

- (1) 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (2) 学校教育法による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第 3 条第 3 号中「高等専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（2 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 6 号を同条第 8 号とし、同条第 5 号中「水道」を「

水道等」に改め、「者」の次に「（５年以上水道の工事に關する技術上の實務に従事した經驗を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第 7 号とし、同条第 4 号中「中等教育学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（３年 6 月以上水道に關する技術上の實務に従事した經驗を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第 5 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電氣科又はこれらに相當する課程を修めて卒業した後、８年以上水道等に關する技術上の實務に従事した經驗を有する者（４年以上水道に關する技術上の實務に従事した經驗を有する者に限る。）

第 3 条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電氣科又はこれらに相當する課程を修めて卒業した後、６年以上水道等に關する技術上の實務に従事した經驗を有する者（３年以上水道に關する技術上の實務に従事した經驗を有する者に限る。）

第 4 条第 1 号を次のように改める。

- (1) 前条第 1 号、第 3 号又は第 5 号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相當する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第 1 号に規定する学校を卒業した者については 3 年以上、同条第 3 号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については 5 年以上、同条第 5 号に規定する学校を卒業した者については 7 年以上水道に關する技術上の實務に従事した經驗を有する者

第 4 条第 2 号中「及び第 4 号」を「又は第 5 号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に關する学科目又はこれらに相當する学科目」を「の課程又はこれらに相當する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相當する課程を除く。）」に、「同条第 4 号」を「同条第 5 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 5 3 号

富山市職員定数条例の一部を改正する条例制定の件
富山市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。
令和 7 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市職員定数条例の一部を改正する条例
富山市職員定数条例（平成 1 7 年富山市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 9 号中「4 7 4 人」を「4 8 6 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 5 4 号

富山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件

富山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

富山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成 1 7 年富山市条例第 2 9 0 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未満 (円)	10年以上 15年未満 (円)	15年以上 20年未満 (円)	20年以上 25年未満 (円)	25年以上 30年未満 (円)	30年以上 35年未満 (円)	35年以上 (円)
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の富山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員に適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議案第 5 5 号

財産の無償貸付の件

次のとおり土地を無償貸付するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、市議会の議決を求める。

令和7年2月27日提出

富山市長 藤 井 裕 久

記

1 無償で貸付する土地

(1) 場 所 富山市楡原字西下島1871番3

(2) 面 積 23,072.27㎡

2 貸付の目的 PPAによる公共施設（市有遊休地）へのPV
導入事業用地

3 貸付の相手方 富山市牛島町15番1号

北陸電力株式会社

代表取締役社長社長執行役員 松田 光司

4 無償貸付の期間 令和7年4月1日から1年間

議案第 5 6 号

市道路線の認定及び廃止の件

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項及び第 1 0 条第 3 項の規定により、市道路線を次のとおり認定及び廃止する。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

市道認定調書

図面対照 番 号	路 線 名	起 終	点 点
6-706	高木19号線	富山市 高木 西 1番3地先 富山市 高木 西 28番地先	
6-707	高木20号線	富山市 高木 西 1番1地先 富山市 高木 西 1番55地先	
6-708	呉羽町西1号線	富山市 呉羽町 西 24番10地先 富山市 高木 西 1番43地先	
6-709	高木21号線	富山市 呉羽町 西 1番18地先 富山市 高木 西 1番34地先	
6-710	呉羽町西2号線	富山市 呉羽町 西 1番7地先 富山市 高木 西 9番地先	
6-711	高木22号線	富山市 高木 西 1番10地先 富山市 呉羽町 西 1番36地先	
6-712	高木23号線	富山市 高木 西 1番22地先 富山市 呉羽町 西 1番43地先	
6-713	呉羽本町26号線	富山市 呉羽町字古鳥 6238番9地先 富山市 呉羽町字一ツ塚 6285番4地先	
6-714	呉羽本町27号線	富山市 呉羽町字古鳥 6268番2地先 富山市 呉羽町字古鳥 6238番10地先	
8-155	安養坊19号線	富山市 安養坊字坂下 665番39地先 富山市 安養坊字坂下 660番15地先	
9-181	寺町24号線	富山市 寺町字川原田 705番6地先 富山市 寺町字川原田 566番6地先	
9-182	寺町25号線	富山市 寺町字川原田 705番10地先 富山市 寺町字川原田 566番3地先	
9-183	寺町26号線	富山市 寺町字前田 1464番11地先 富山市 寺町字前田 1495番8地先	

図面对照 番 号	路 線 名	起 終	点 点
16-477	米 田 3 5 号 線	富 山 市 米 田 町 二 丁 目 富 山 市 米 田 町 二 丁 目	3 5 8 番 8 地 先 3 4 8 番 2 5 地 先
16-478	米 田 3 6 号 線	富 山 市 米 田 町 二 丁 目 富 山 市 米 田 町 二 丁 目	3 4 8 番 1 9 地 先 3 4 8 番 3 3 地 先
17-200	千 成 町 1 6 号 線	富 山 市 千 成 町 富 山 市 千 成 町	9 6 番 1 7 地 先 2 9 番 1 0 地 先
17-249	千 成 町 1 8 号 線	富 山 市 千 成 町 富 山 市 千 成 町	3 9 番 1 9 2 地 先 2 9 番 9 地 先
17-250	千 成 町 1 9 号 線	富 山 市 千 成 町 富 山 市 下 富 居 字 稻 荷 割	2 9 番 1 1 地 先 1 番 2 6 地 先
17-251	千 成 町 2 0 号 線	富 山 市 千 成 町 富 山 市 下 富 居 字 稻 荷 割	2 9 番 2 3 地 先 1 番 3 0 地 先
18-358	中 島 4 3 号 線	富 山 市 中 島 二 丁 目 字 二 番 割 富 山 市 中 島 二 丁 目 字 二 番 割	2 番 2 1 地 先 2 番 1 6 地 先
19-430	新 庄 3 3 号 線	富 山 市 新 庄 町 字 鬪 田 割 富 山 市 新 庄 町 字 観 音 寺 割	5 番 2 3 地 先 7 番 1 3 地 先
19-565	向 新 庄 6 7 号 線	富 山 市 向 新 庄 町 七 丁 目 富 山 市 向 新 庄 町 七 丁 目	1 0 8 4 番 4 地 先 1 0 8 9 番 6 地 先
19-566	向 新 庄 6 8 号 線	富 山 市 向 新 庄 町 七 丁 目 富 山 市 向 新 庄 町 七 丁 目	1 0 2 9 番 2 地 先 1 0 2 9 番 1 地 先
19-567	上 飯 野 3 7 号 線	富 山 市 上 飯 野 字 正 源 田 富 山 市 上 飯 野 字 正 源 田	2 9 番 1 3 地 先 2 9 番 8 地 先
19-568	上 飯 野 3 8 号 線	富 山 市 上 飯 野 字 正 源 田 富 山 市 上 飯 野 字 正 源 田	2 9 番 4 地 先 2 9 番 1 0 地 先
20-266	大 島 1 4 号 線	富 山 市 大 島 二 丁 目 富 山 市 藤 木	3 6 5 番 1 5 地 先 2 8 6 7 番 1 0 地 先

図面対照 番 号	路 線 名	起 終	点 点
20-435	藤 木 8 4 号 線	富 山 市 藤 木 富 山 市 藤 木	3 0 5 1 番 地 先 2 8 5 8 番 1 3 地 先
20-436	藤 木 8 5 号 線	富 山 市 藤 木 富 山 市 大 島 二 丁 目	2 8 6 7 番 4 地 先 3 6 1 番 3 地 先
20-437	藤 木 8 6 号 線	富 山 市 藤 木 富 山 市 藤 木	2 8 5 8 番 8 地 先 2 8 5 8 番 1 2 地 先
20-438	藤 木 8 7 号 線	富 山 市 藤 木 富 山 市 藤 木	2 8 6 7 番 1 4 地 先 2 8 5 8 番 2 2 地 先
20-439	町 新 1 9 号 線	富 山 市 町 新 富 山 市 町 新	2 1 番 1 地 先 2 1 番 7 地 先
22-673	町 村 3 8 号 線	富 山 市 町 村 二 丁 目 富 山 市 町 村 二 丁 目	2 2 3 番 1 地 先 2 2 3 番 3 地 先
22-674	山 室 5 8 号 線	富 山 市 公 文 名 字 西 田 割 富 山 市 山 室 字 西 田 割	1 6 番 4 地 先 1 8 1 番 8 地 先
23-448	大 泉 1 区 南 部 9 号 線	富 山 市 大 泉 字 中 野 坪 割 富 山 市 大 泉 字 中 野 坪 割	3 0 5 番 3 地 先 3 7 4 番 8 地 先
23-493	本 郷 町 5 区 2 1 号 線	富 山 市 本 郷 町 字 水 懸 割 富 山 市 本 郷 町 字 水 懸 割	1 2 5 番 1 地 先 1 5 6 番 2 4 地 先
23-494	本 郷 町 5 区 2 2 号 線	富 山 市 本 郷 町 字 水 懸 割 富 山 市 本 郷 町 字 水 懸 割	1 1 2 番 1 0 地 先 1 1 2 番 1 2 地 先
25-225	西 荒 屋 2 8 号 線	富 山 市 上 八 日 町 字 中 総 割 富 山 市 西 荒 屋	1 番 3 地 先 5 8 番 1 1 地 先
29-694	水 橋 辻 ケ 堂 1 9 号 線	富 山 市 水 橋 辻 ケ 堂 字 鍬 柄 新 富 山 市 水 橋 辻 ケ 堂 字 鍬 柄 新	1 2 7 5 番 1 9 5 地 先 1 2 7 5 番 1 9 1 地 先
29-695	水 橋 辻 ケ 堂 2 0 号 線	富 山 市 水 橋 辻 ケ 堂 字 鍬 柄 新 富 山 市 水 橋 辻 ケ 堂 字 鍬 柄 新	1 2 7 5 番 3 4 地 先 1 2 7 5 番 1 9 0 地 先

図面対照 番 号	路 線 名	起 終	点 点
30-313	堀川西313号線	富山市 今泉西部町 3番19地先 富山市 今泉西部町 3番17地先	
30-314	堀川西314号線	富山市 今泉西部町 4番3地先 富山市 今泉西部町 4番23地先	
52-430	若草町街区1号線	富山市 下大久保字八番割 3220番10地先 富山市 下大久保字八番割 3389番1地先	
52-1467	下大久保23号線	富山市 下大久保字四番割 1480番17地先 富山市 下大久保字四番割 1480番14地先	
52-1468	下大久保24号線	富山市 下大久保字四番割 1496番4地先 富山市 下大久保字四番割 1480番14地先	
52-1469	下大久保25号線	富山市 下大久保字十番割 2393番12地先 富山市 下大久保字十番割 2375番45地先	
52-1470	下大久保26号線	富山市 下大久保字三番割 1736番20地先 富山市 下大久保字四番割 1628番4地先	
52-1471	下大久保27号線	富山市 下大久保字三番割 1736番20地先 富山市 下大久保字四番割 1628番13地先	
52-1472	下大久保28号線	富山市 下大久保字四番割 1628番11地先 富山市 下大久保字四番割 1628番13地先	

市道廃止調書

図面对照 番 号	路 線 名	起 終	点 点
17-200	千成町16号線	富山市 下富居字稻荷割 富山市 下富居字稻荷割	96番17地先 96番13地先
19-430	新庄33号線	富山市 新庄町字鬪田割 富山市 新庄町字観音時割	5番23地先 7番7地先
20-266	大島14号線	富山市 大島二丁目 富山市 大島二丁目	365-15番地先 365-20番地先
23-448	大泉1区南部9号線	富山市 大泉字中野坪割 富山市 大泉字中野坪割	305-3番地先 305-1番地先
27-61	月見町43号線	富山市 月見町5丁目 富山市 月見町5丁目	5番地先 7番地先
52-430	若草町街区1号線	富山市 下大久保字八番割 富山市 下大久保字八番割	3222番1地先 3412番9地先

